

譯文柳子新論 全

11  
509

6 6 7 8 9 18 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18  
6

始



11-509



# 譯文新論



山縣布社  
寄贈本

大正  
10.11.8  
寄贈

文  
章  
一  
卷

子  
劉  
某  
欽

少  
子  
乙



士  
風

健三題



例言四則

一、柳子新論は、實に先生三十五歳の作、其隴畝中の石函より獲たりと稱するは、假託のみ、新論と名けしは、一人創意の私言にして、天下素行の公議にあらざるなり、支那にも新序新語等あり、我國にも亦た新論新策等の書あり。

二、十有三篇中、特に正名を開卷第一に置きしは、深く大義名分の弊亂を慨かれたりしなり、其餘諸篇、皆尊王抑霸を唱導し、當時政度の得失を指摘す、議論剣切、血忱淋漓、誠に先



生の精神本領を觀るに足るべし。

三、本書は、出版期限あるを以て倉皇業を卒ふ、是を以て検尋未だ全からず、校讎未だ精からざるものあらん、將さに他日を期し重訂

四、本書は、一に山縣昌臧氏校訂出版のものを  
以て底本させり。

大正十年九月

譯述者識

通貨 第十一………(三五)  
利害 第十二………(四二)  
富強 第十三………(四四)



## 譯文柳子新論

峠中 柳莊山縣昌貞 著

廣瀬和育  
保坂治左衛門共譯  
森長勤

### 正名第一

◎周公名は旦文王の子にして武王の弟なり。武王を助けて周代の制度を定めた。◎仲尼は孔子なり。諸國を遍歴して王道を説き、三代の禮、序、書、傳を追述し詩を定め春秋を作った。◎老聃は老子なり。姓は李、名は耳道。道德經五千餘言を著す。◎莊周は楚の人孟子と其の時を同ふす。著書あり。老莊を並べ稱す。儒家とは孔孟の道を祖述する人なり。法家とは法律を修めた神皇云々は法家を祖述する人なり。法家は法律を修めた。◎神武天皇中洲を平定し、櫛原の宮に即位し給ふ。武天皇中洲を平定した。◎周は神武天皇の中洲を平定した。

◎耕熙は光明なる貌穎雅は和  
敬深遠なるこそ、  
利用さるはその器を作り商の  
衣食内を食ひ飢にす寒にざるの  
類ない、  
◎光被云々は功徳顯はれて遠  
方に及ぶ云ふ、  
神武帝より孝  
德帝一千有餘年、  
德帝改新まで約一千三  
百年なり、  
◎衣冠は禮服な着て冠位を制し貞  
むるこそ禮服は行を制し貞  
も修むる禮ぞいひ心を和ら  
げしむる樂の儀とす、  
◎公召の弟にして名を  
與さいへり、  
◎伊は元亨にして傳説な  
二人とも殷代の名相传说なり  
昭宣公は商原基經ないふ基  
經の朝萬機を關白す、其後宇多  
忠仁公は藤原真房なり真房  
は淳仁、明仁の二帝に歷仕し  
文德帝の朝萬機を關白す、  
◎聰王は善聽耳聲即ち聖德太  
子なり、  
◎三次は夏殷周ないふ、  
◎保平は保元平治の亂なり、  
◎東夷は信臣たる北條氏を斥  
す、  
◎義滿室は足利氏ないふ其は  
義滿室をな室町の地に營みたれ  
ばなり、  
◎將相さは征夷太將軍なり

教を設く、周召の若きあり、伊傳の若きあり、民今に到るまで其の化を被らざるなし、此より厥の後、昭宣忠仁の諸公、武を聰王の制に繼ぎ、事に大寶の令に從ふ、綿々たる共社、日に盛んに月に隆なり、郁々たる文物、三代の時に譲らざるに幾し、保平の後に至り、朝政漸く衰へ、壽治の亂、遂に東夷に移る、萬機の事、一切武斷、倍臣權を専らにし、廢立其の私に出づ、此の時に當りてや先王の禮樂、蔑焉として地を掃へり、室町氏繼ぎ興り、武威益々盛に、名は將相と稱するも、實は南面の位を僭す、然りこ雖も先王の明徳、深く民心に浹洽す、則ち強暴の臣、尚ほ忌憚無き能はず是を以て神器移らず、皇統継かに存す、數世の後に逮んで、豪傑交々起り各々一方に據り、龍の如く驥り虎の如く奔り、相ひ奪ひ相ひ害ひ、窮已あることなく、姦賊事を謀り、戎蠻是れ慕ふ、首に巾帽なく、衣に領袖無し、驕傲を德と稱し、暴逆功に伐る、此の時に當り、一二或は其の民を憂ふる者、亦た惟れ戰國の弊を承け、苟且の政、荏苒として日を送る、奚んぞ名教の由る所を知らんや即ち民の蚩々たるもの、將た焉んぞ其の土を守らんや、又た將た

焉んぢ其の身を安んぜんや、今且らく其の大なる者を舉んに、官制を特に甚しこなす、夫れ文以て常を守り、武以て變に處する者は、古今の通途にして天下の達道なり、如今、官文武の別なく、則ち變に處する者を以て常を守る、固より其の所に非らざるなり、且つ夫れ諸侯は國君なり、各々方土を受け、世々其の爵を襲ふ、社稷あり、民人あり、尙ほ且つ將相を以て自ら處る、專ら無文の令を出し、乃至は計吏宰官の類の如き、終身武事に與らざる者も、亦た皆兵士を以て自ら任じ、一に苛刻の政を致す、其の治道に害ある者一なり、且つ今之諸侯士大夫ニ、凡そ五品以上に居る者、咸く國守の號を受け、若しくは八省の諸官に任ず、亦た皆名ありて實なし、六品以下に至りては、則ち悶乎として之を或は聞くこゝなし、吾其の何の故なるを知らざるなり、况んや制を彼れに承け、事に此に從ふ、則ち貳なからんこ欲すこ雖も其れ得べけんや、是れ其の義なき制なき者二なり、將相を君こなし納言を臣こなす、五品の屬、四品の貴あり、尾大にして掉はざるにあらざれば、則ち冠履倒置、唯權之を凌ぎ、唯威之に乗ず、是れ其の尊卑の序を

省、大藏省、宮内省をいふ。  
◎制を彼に承け云々幕府に服  
従使役せらるゝに係はらず任  
官は朝廷より賜はるないふ、任  
官は朝相を君とし云々征夷大將  
軍兼太政大臣たる徳川氏を君  
とし紀尾水薩摩加賀、  
仙臺などの大藩は納言に任官  
せられて徳川氏の臣となり居  
るないふ、  
◎尾大不掉云々獸の尾大なれ  
ば自由に其の體を動かすこそ  
能はざるないふ上強く下強け  
れば制御し難きないふなり、  
◎冠履倒置は上下の別顛倒  
するこなり、  
◎名字古は名と字さり男子  
二十歳にして冠する禮を行ふ  
ときは字を附す君父の前には  
名を拂はざり他人は字を拂するを  
禮さなせり、  
◎兄弟の行、行とは等輩さて  
年順により尊卑の區別をなす  
◎輓近まは近頃の世といふに  
同じ、  
◎大夫云々式部殿さか内匠  
頭殿さか呼ぶ常せり、  
◎八省の官名に左右兵衛、左  
右衛門頭助、七右衛門、源之  
助、六兵衛、丞少丞等あり假  
助、  
◎委奴は下男なり  
◎区別すれば王の臣は公、公の  
臣は大夫、大夫の臣は士、士の  
臣は卒、卒の臣は與、與の臣  
は僕、僕の臣は臺なり、  
◎戴子は輕子品などなす  
もの、  
◎帷戸は正業ならざる稼業な  
なすもの、  
◎丐兒非人は乞食長吏の類な  
いふ、  
◎里穢はさみはりて通せぬ  
ないふ、  
◎俗神僧は拂なり笏を大帶に  
拂むこそ朝臣を稱するなり近  
時富人、紳士など稱するは當  
らず、  
◎里穢は草草なり善人  
◎推替は質朴にして愚痴なる  
こと、  
◎云々爲は言論事爲しない  
ふ、  
◎唯々他人の言ふことに意  
諾うないふ、  
◎勸説人の說を逐むこそ雷同  
は善惡の差別なく之に附和す  
るないふ、  
◎名正しからざれば云々論語  
の路の篇にある語なり正名篇論  
の本旨此にあり、孔子此の時  
衛に仕ふ時君出公は其の父を  
父させず、名實紊亂せり故に先  
せられき、  
◎白龍云々昔白龍あり清冷の

失ふ三なり、且つや古の人、相呼ぶに名字を以てし、或は兄弟の  
行を以てす、輓近以來、卿大夫一に其の官を稱して、其の名を問は  
ず、乃ち士庶人無職の者に至るまで、亦た皆溢りに内外の官號を  
冒す、兵衛衛門助丞の類、農工商賈、奚奴與隸の卑より、戲子雜  
戸丐兒非人の賤に及ぶまで、毎に必らず是に於てす、夫れ律の法  
あるや、官を私し官を犯す者は、皆罪して赦すこなし、今若し  
法を以て之を糾さば、天下遺民なきに幾し、是れ其の淆亂之を如  
何ごもすべからざる四なり、凡そ此の如きの類、俗を成し風を成  
す、固より一朝一夕の故にあらざるなり、殿様御候致仕等の言語  
別に一家を成し、文字別に一義を成す、乃ち摺紳諸士の間、日用意  
を通す亦た未だ其の何の義たるを知らず、事々皆爾り、物々皆爾  
り、豈に笑ふべく歎くべきの甚しきにあらずや、然りこ雖も今の人  
其の間に生長し、慣れて以て常こなす、則ち相唱へ相和し行は  
ざる者なきに似たり、若し夫れ之を實事に施さば、則ち罣礙窒塞  
して相通ぜず、是に於て更に一家の法を立つ、亦且つ顛倒侏離の  
習、薰蕕、別なく、精粗分なし、髪を簡んで櫛り、米を數へて炊ぐ、

椎魯無文の者、動靜云爲、唯々こして是れ命のまゝ、勸説雷同、  
復た何の條理か之れあらん、今夫れ艸木の區別あるや、物を以て  
し名を以てし、條理あらざるものなし、人事にして此の如し、鳴  
呼曾て艸木に如かずと謂ふか、孔夫子嘗て謂ふ、名正しからざ  
れず、禮樂興らざれば刑罰中らず、刑罰中らざれば禮樂興ら  
なしこ、彼の衛國此の如し、其れ甚しいかな、設し夫子をして目  
を此の間に寓せしめんか、未だ其の之を何と謂ふを知らざるなり  
政の未だ地に墮ちざる、蓋し二千有餘年、久しう謂ふべし、是を  
以て其の化の海内に被むる廣しう謂ふべし、其の徳の民心に浹洽  
する深しう謂ふべし、其の衰ふるに及んで、白龍水を失ひ、制を  
小魚に受く、千里を跋涉し、暴露雨を冒す、亦た難し謂ふべし此  
の時に當り、一二忠臣の力を獲ば、或は能く其位に復せん、亦た  
且つ小國の君の若くならざるなり、然りこ雖も此の如くにして尙  
ほ能く其の宗廟を保ち、百世廢せず、今に到る四百有餘年、權下  
に移るこ雖も、道其れ斯に在らずや、先王の大經大法、自ら律令

淵に下り化して魚となる。夫豫且といふもの射て其の目。漁夫曰く汝安くに汝の形を置きし乍龍答へて曰く我清冷の淵に下り化して魚となる。天帝曰く魚は固より人の射る所のもの豫且諂ひ云々。これ亦た神龍か矢ひ隠居すれば蠻族の制する所となる。さ意同じ。暴虐、蔽ひ物なく兩にさらざることとなり。

(◎四百有餘年鎌倉に朝貢を建

てしより織田氏の時に至る年數なり)

見るべきあり、若し能く民を愛する心あらば、名其れ正うすべからざらんや、禮樂其れ興すべからざらんや、刑罰其れ措くべからざらんや、哀しい哉、天下其の人あるなし既に盡く其の古に復す能はず、亦た盡く其の舊に變する能はざるを、其の盡さざる所あり。こは何ぞや、豈に其の物を尙ぶを知りて、名を尙ぶを知らず、己の爲めにするを知りて、天下の爲めにするを知らざるに由るか抑も亦た學政行はれず、而して術智及ばる所あるなり。

柳子曰、物無形而有名者有矣、有形而無名者未之有也、名之不可以已也。聖人由之以寓教其中焉。昔者周公正名百官、而萬國服其仁、仲尼正名禮樂、而天下稱其德。老聃乃謂有名萬物之母、莊周亦曰、名實之賓也。儒家之所修、法家之所習、不一而足焉。我東方之爲國也、神皇肇基、緝熙穆穆、力作利用、厚生之道、明其德、光被于四表者、一千有余年。立衣冠之制、設禮樂之教、有若周召、有若伊傅。民到于今、無不被其化矣。自此厥後、昭宣忠仁諸公繼武于聰王之制、從事于大寶之令、綿綿共社、日盛月隆、郁郁文物、幾乎不讓於三代之時。至于保平之後，朝政漸衰、壽治之亂，遂移東夷、萬機之事、一切武斷、倍臣專權、廢立出其私、當此時也，先王之禮樂、蔑焉掃地矣。室町

氏繼興、武威益盛、名稱將相、實僭南面之位。雖然先王之明德、深浹治乎民心、則強暴之臣尚不能無忌憚。是以神器不移、皇統継存、逮乎數世之後、豪傑交起、各據一方、龍驤虎奔、相奪相害、無有窮已。姦賊謀事、戎蠻是羣、首無巾帽、衣無領袖、驕傲稱德、暴逆伐功、當此之時、一二或憂其民者、亦惟承戰國之弊、苟且之政、荏苒送日、奚知名教所由乎。呼即民之蚩蚩者、將焉守其土、又將焉安其身？今且舉其大者、官制爲特甚焉。夫文以守常、武以處變者、古今通途而天下達道也。如今官無文武之別、則以處變者守常、固非其所也。且夫諸侯者國君也、各受方土、世襲其爵、有社稷焉、有民人焉、尚且以將校自處、專出無文之令、乃至如計吏宰官之類、終身不與武事者、亦皆以兵士自任、一致苛刻之政、其害乎治道者一也。且今之諸侯與士大夫、凡居五品以上者、咸受國守之號、若任八省諸官、亦皆有名無實、至六品以下、則閼校自處、專出無文之令、乃至如計吏宰官之類、終身不與武事者、亦皆以兵士自任、一致苛刻之政、其害乎治道者一也。且今之諸侯與士大夫、凡居五品以上者、咸受國守之號、若任八省諸官、亦皆有名無實、至六品以下、則閼校自處、專出無文之令、乃至如計吏宰官之類、終身不與武事者、亦皆以兵士庶人無職者、亦皆濫冒内外官號、兵衛衙門、助丞之類、自農工商賈奚奴與隸之卑、及戲子雜戶、丐兒非人之賤、每每必於是、夫律之有法也、私官犯官者、皆罪無赦、今若以法糾之、天下幾乎無遺民矣。是其淆亂不可如之何！

者四也。凡如此之類成俗成風，固非一朝一夕之故也。殿様御候致仕等之言語別成一家文字，別成一義。乃搢紳諸士之間，日用通意，亦未知其何義。事事皆爾，物物皆爾，豈非可笑可歎之甚耶？雖然今之人生長其間，慣以爲常，則相唱相和似無不行者。若夫施之實事，則里竈空塞不相通，於是更立一家之法，亦且顛倒侏離之習，薰蕕無別精粗，無分簡髮而櫛，數米而炊，椎魯無文者，動靜云爲唯唯是命，勦說雷同，復何條理之有？今夫艸木之有區別也，以物以名無不有條理者，人事而如此，嗚呼！曾謂不如艸木乎？孔夫子嘗謂，名不正則言不順，言不順則事不成，事不成則禮樂不興，禮樂不興則刑罰不中，刑罰不中則民無所措手足。彼衛國如此，其甚矣哉！設使夫子寓目於此間，乎未知其謂之何也？政之未墮于地，蓋二千有余年可謂久矣。是以其化之被于海內，可謂廣矣。其德之浹洽于民心，可謂深矣。及其衰也，白龍失水，受制於小魚跋涉千里，暴露冒雨，亦可謂難矣。當此之時，獲一二忠臣之力，或能復其位，亦且不若小國之君也。雖然如此，尚能保其宗廟，百世不廢，到今四百余年矣。權雖下移矣，道其不在乎斯乎？先王之大經大法，自有律令可見焉。若能有愛民之心，名其不可正乎？禮樂其不可興乎？刑罰其不可措乎？哀哉！天下無有其人也。既不能盡復其古，亦不能盡變其舊，其有所不盡者何也？豈由其知尚物而不知尚名，知爲己而不知爲天下乎？抑亦學政不行，而術智有不及也。

## 得一第一

柳子曰く、夫れ天は一を得て以て清く、地は一を得て以て寧く、王侯一を得て以て天下の貞たり、豈に特に天地ご王侯ごのみ然り。こなさんや、大夫一を得るにあらざれば、以て其の家を治むべからず、士一を得るにあらざれば、以て其の妻孥を養ふべからず、庶人一を得るにあらざれば、以て其の身を安んずべからず、父以て其の子を教ふべからず、子以て父に事ふべからず、故に天に二日なく、民に二王なし、忠臣は一君に事へず、烈女は二夫を更へず。弟子請ふて曰く、願はくは其の詳なることを聞かん。曰く、今夫れ衰亂の國、君臣其の志を二にし、祿位其の本を二にす。故に名を好む者は、彼に従ひ、利を好む者は此に従ふ、名利相ひ屬せずして情慾分かる。即ち我が徒將た安くに依らん、富を頒つ者は貴からず、貴を賣る者は富まず、富貴相得ずして威權別る。即ち我が徒亦た將た安くに依らん、此に於ては則ち君ごなり、彼に於ては臣ごなる、故に謀を出す者、依違ごして是非を定むること

(◎) 依違さは依るが如くして依らず、遠ふが如くして遠はず  
 (◎) 判然と決せぬないふ  
 (◎) 首鼠兩端などいへる語に同じ  
 (◎) 忠臣は二君に事へず云々齊の臣王端の語

(◎) 天に二日なく云々も古語なり  
 (◎) 老子の語なり清寧貞の三字は韻を押したるなり、古文に此の類多し

(◎) 妻孥は妻子のことなり、

(◎) 天に二日なく云々も古語なり  
 (◎) 忠臣は二君に事へず云々齊の臣王端の語

(◎) 依違さは依るが如くして依らず、遠ふが如くして遠はず  
 (◎) 判然と決せぬないふ  
 (◎) 首鼠兩端などいへる語に同じ  
 (◎) 忠臣は二君に事へず云々齊の臣王端の語

◎茫洋共に廣大なるないふ、

○苟且、かりそめ、姑息、目前の安を偷むこそ、二者雷同して志なきに用ふ、

○獄に比肩あり云々は物皆配偶あるないふ、

○支離こは離れくに分散す

能はず、事に臨む者首鼠其の進退を決するこ能はず、茫乎まほて中野に在るが如く、洋乎ようほとして中流に在るが如し、仁何に由てか施さん、忠何に由てか致さん、公侯皆然り、士庶皆然り、即ち我が徒亦た將た安くに依らん、苟且の議定り、姑息の令出づ、一は以て是ごなし、一は以て非ごなす、民の言に曰く、令行はる三日、禁止する三日、朝暮に相變し、旦夕に相戾る、即ち我が徒亦た將た何れに依らん、夫れ獸に比肩あり、鳥に比翼あり、兩々相依り、飛走始めて得、若し夫れ相離るれば則ち病む、是れ其の性たればなり、奚くわんう夫の燕雀つばめと犬羊けんようとに若かんや、且つ人此の一物を見れば則ち必らず怪んで曰はん支離せり、人にして此の如し、將た之を何ごか謂はんや、今夫の一物の如き支離せるは固よりなり、然れども彼れ自ら相依るの性あり、飛走其の處を得て、以て其の身を養ふ、而して上に事ふべきの君長なく、下に使ふべきの臣民なし、是を以て自ら其の生を遂ぐるに足れば則ち止む、人の道ある奚くわんう其れ能く然らんや、上に事ふるに貳あれば則ち不義、先王常刑あり、下を使ふに貳あれば則ち不仁、兆民從ふここを肯んぜ

ず、且つや今の人婦に一心ありと聞かば、則ち必らず曰はん淫なり、臣として二心ある其れ之をいかん、夫れ誠に此の如くならんか、婦にして貞なるもの則ち多し、士にして忠なる者吾れ其の必ず有るなきを知る、况んや夫れ人情義あらざるなく、欲あらざるなし、君子は其の義に拘ひ、小人は其の欲に拘ふ、故に衰亂の時に當り、飄然として高舉し、世を岩穴の中に避け、意を山林の外に縋まくにする者は君子なり、依然として自ら安んじ、志を臺閣の上に屈し、身を市朝の間に終る者は小人なり、昔者、黃憲齊に之き漁に隠るゝ者を見て、手を携へて當世の事を論じ、乃ち曰く君子野にあり、齊其れ久しうからんや、彼れ唯一君子の志を得ざるを見て、猶且つ其の政の衰ふるを知る、若し其をして此の境を望ましめば、必らず衣を振つて去らむこす、又た奚くわんう得て其の地を踏まんや、此の時に方りてや、聖人復た起るゝ雖も、之をいかなごもなす無きのみ、國の計をなす者、亦た惟官制を復して其の名を正うし、禮樂を興し以て其の實を樂ましむるに如かず、君臣貳なく、權勢一に歸し、令行はれ禁止み、而して後君子登庸せず徒らに野に在らしむ

○齊其久平さはは齊國さいこくが聖人せいじんを登庸せし者ししゃの名又天子てんしを稱する者ししゃあり、

○黃憲こうげんは漢代かんだいの人なり、世々賛賢さんけんにして父は牛醫ぎゆたるも、天下てんか爲めに聲重せいじゆせられ、天下てんか所なり、市朝いちょうは市中のこなり市いちを開く必ず朝に於てする故に、依然として度量衡とうりょうこうき者ししゃないふ、

○君子は才德の衆に出づる者ししゃあり、又は在位者ざいわいしゃ若くは學者がくしゃをなむ、

○聖人はその德神明にして測そなへられるの名又天子てんしを稱する者ししゃあり、

○齊其久平さはは齊國さいこくが聖人せいじんを登庸せし者ししゃの名又天子てんしを稱する者ししゃあり、

ざる故久しく國を保つことを能はざるべきの意なり、是れ之を一を得るの道といふ。

柳子曰夫天得一以清地得一以寧王侯得一以爲天下之眞豈特天地與王侯爲然哉大夫非得一則不可以治其家士非得一則不可以養其妻孥庶人非得一則不可以安其身父不可以教其子子不可以事其父故天無二日民無二王忠臣不事二君烈女不更二夫弟子請曰願聞其詳曰今夫衰亂之國君臣二其志祿位二其本故好名者從彼好利者從此名利不相屬而情欲分矣即我徒將安依頗富者不貴賣貴者不富富貴不相得而威權別矣即我徒亦將安依於此則爲君於彼則爲臣故出謀者依違不能定其是非臨事者首鼠不能決其進退茫乎如在中流仁何由乎施忠何由乎致公侯皆然士庶皆然即我徒亦將安依苟且之議定姑息之令出一以爲是一以爲非民之言曰令行三日禁止三日朝暮相變旦夕相戾即我徒亦將何依夫獸有比肩鳥有比翼兩兩相依飛走始得若其相離則病矣是其爲性也奚若夫燕雀與犬羊哉且人見此二物則必怪曰支飛走得其處以養其身而上無可事之君長下無可使之臣民是以足自遂其生則已人之有道奚其能然乎或於事上則不義先王有常刑焉或於使下則不仁兆民不肯從焉且也今之人聞婦有二心則必曰淫奚臣而有二

心其如之何夫誠如此耶婦而貞者則多矣士而忠者吾知其必無有也况夫人情無不有義無不有欲君子徇其義小人徇其欲故當衰亂之時飄然高舉避世於岩穴之中縱意於山林之外者君子也依然自安屈志於臺閣之上終身於市朝之間者小人也昔者黃憲之齊見隱於漁者携手論當世之事乃曰君子在野齊其久乎彼唯見一君子之不得志猶且知其政之衰也若使其望此境乎必將振衣而去又笑得而蹈其地哉方此時也雖聖人復起無若之何耳爲國計者亦惟不如復官制以正其名興禮樂以樂其實君臣無貳權勢歸一令行禁止而後君子在位小人有所歸也是之謂得一之道

### 人文第三

柳子曰く人生れて裸なるは天の性なり貴こなく賤こなく蠢々として唯食を之れ求め、唯欲を之れ遂ぐ、禽獸こ以て異なるこそなし、唯鳥と獸と飛走以て其の能を異にし、羽毛以て其の文を殊にす、大小以て其の類を分つ、乃ち鱗介諸蟲に至るまで、亦た各々其の分あり、譬へば草木の區して以て別あるが如し、人は

(◎裸は赤體、あかはだかなり  
いふ、ぬきは蟲などのうごめくな)  
(◎鱗介はうろこある動物にて魚類なり、介はかふらある動物にて蟲の族ないふ)

○獲は物の自ら來れるを盜む  
ないひ奪は取るべき理由なき  
に強て取るこなり、おぞす掠はかすめるな  
き故に掠はおぞす掠はかすめるな  
いふ。○滅荒の大なり荒は蒙な  
り故に太古のこざないふなり  
は智勇才德人に超けた  
る人なり、○縫は織な種うるをいひ、縫  
は未を敵むるをいひ、縫  
は麻又は絲などな纏させ合  
せて、すら絲うみ苧こそなすこ  
さないひ織は機に張りたる堅  
横の絲な交へ組みて布帛さ成  
すなり、○北辰は北極にある星にして  
天の樞なり常に其の所に安定  
して動くこなし、○拱共に作る可さず共は  
むかふなり、

則ち然らず、飛走の異なるなく、羽毛の殊なるなし、鼻口其の體  
を同うし、手足其の形を同うし、言語其の文を同うし、聲色其の  
欲を同うす、夫れ然り、則ち等なく差なく、貴賤何んぞ分たん、  
故に強は弱を凌ぎ、剛は柔を侮り、相ひ害ひ相ひ傷け、相ひ虐げ  
相ひ殺し、攘奪劫掠、固より親疎之れ論せず、亦た何ぢ少長を之  
れ問はん、是を以て穴居草處、禽獸ご共に死し、草木ご並び朽つ  
る者、鴻荒の時乃ち爾り、惟人は萬物の靈、靈なれば則ち神、群  
衆の中、必ず傑然たる者あり、能く自ら其の生を遂げ、以て人の  
生に及し、能く自ら其の身を養ふて、以て人の身に及し、食を作  
りて之に食ましめ、衣を作りて之に衣せ、之に稼穡を教へ、之に  
紡織を教へ、利用厚生至らざる所なし、則ち人の之に歸すること  
衆星の北辰に拱ふが如し、亦た猶蚩々として唯食を之れ謀り、唯  
欲に之れ嚮ふ、則ち何を以て其の貴賤ご親疎ごを知らんや、故に  
名づけて以て之を分ち、君臣ごなし、父子ごなし、夫婦ごなし、  
長幼ごなし、才以て之を分ち、智愚ごなし、賢不肖ごなし、業以  
て之を分ち、農工商賈ごなす、而して後、強は弱を凌がず、剛は

## ◎劫略の略は奪掠ないふ、

柔を侮らず、而して後、相ひ害ひ相傷け、相虐げ相殺す、攘奪劫  
掠の俗已む、其の禮を制するに因て、差等分れ、其の職を命ずる  
に因て官制立ち、其の服を作るに因て、衣冠成る、之を作る者、  
之を聖といひ、之を述ぶる者之を賢さいひ、之を率ふる者之を君  
といひ、之に從ふ者之を公卿大夫といひ、之に由る者之を士とい  
ひ、之に化する者之を民といふ、故に上は天子より下は庶人に至  
るまで、冠あらざるなく、衣あらざるなし、而して鳥獸ご群を同  
ふせず、是れ其の天性分つ所あるなくして、夫の制を待つ者ある  
なり、故に服は身の章なり、冠は首の飾なり、身に章あり、首に  
飾なき、之を蠻夷の俗といひ、以て聖人の民に別つ、今夫れ日月  
の照らす所、舟車の通する所、斯の人あらざるなし、而して唯其  
の風化の及ぶ所、斯の文を同ふし、斯の章を同ふし、而して後能  
く其の制を承け、能く其の徳を被むるなり、故に衣冠は特に其の  
寒を拒ぐのみにあらず、裸且跣にして禽獸ご別なきを恥づるが爲  
めなり、冠を制して以て其の首を掩ひ、衣を制して以て其の身を  
掩ひ、裳以て其の脛を掩ひ、履以て其の足を掩ふ、禮に之れあ

○章はちやにして文采なり、  
飾は質上に文采を加へ外觀  
を好くするなり、  
○變は南方に夷は東方にある  
ふびすなり、  
○風化は人を諷し導き善に  
化せしむることなり、  
同じ、風教さ

○涉らずんば揚げずとは水は  
徒歩たりするでなくば、衣  
の裾なまきあげぬこそ、  
○裾は肩をぬぐなり、楊は肌  
ねぐるいふ。  
○君子死するも云々は古語な  
り、四夷は東方を夷といひ南方  
を蠻といひ、西方を戎といひ  
北方を狄といふ。  
○仁は體の上より云へば理の  
原にして一心の徳なり、用の  
上より云へば行の綜にして萬  
事の常道理の権機人生の達道  
なり、人の履み行くべき理義  
ないふ。  
○闕焉は徳を以て人を化する  
こそ陶器金物を造るより来る  
○衣裳な雲々は無爲にして  
治まるないふ。  
○桎梏は足がせ手がせなり刑  
具。  
○結構は作り搭へろこそ、  
○亂階の際一にギの音ありて  
基さ解す即ち亂の基なり、  
○重衡は天子の行列ないふ、  
○車徒とは戎車及び歩卒ない  
ふ。  
○廷は君王の國家の大政なし  
ろしめす所なり、  
○堂は高く顯はれる家屋の  
こゝ轉じて官府の執務する所  
ないふ。  
○其の衣其の雲々上は諸大

り、曰く、涉らざれば掲げず、敬事あるにあらざれば、敢て袒褐  
せず、君子死して其の冠を免がず、豈に皆其の醜を恥づる爲めに  
あらざらんや且つ夫れ衣冠は豈に特に其の醜を恥づる爲めのみな  
らんや、亦た豈に特に其の身首を文るのみならんや、位官職事此  
に因て分かれ、禮樂刑罰此に由つて行はれ、風俗此に由つて移  
り、政令此に由つて布き、國家此に由つて治まり、四夷此に由  
つて服す、而して後之を仁といひ、而して後之を道といふ、聖王  
の天下を陶鑄する實に此の如きのみ、故に曰く、堯舜衣裳を垂れ  
て天下治まるこ、其れ然らざらんや、若し夫れ無道の君は則ち然  
らず、衣冠を以て桎梏こなし、禮樂を以て虛文こなす、是を以て  
其の政をなすや、唯刑ご法ごに之れ任じ、遂に亂階を結構す、  
豈に亦た異ならずや、或は衰亂の後を承け、古を稽ふるにあらざ  
れば、則ち服の存すこ雖も、制其の制にあらず、文其の文にあ  
らず貴賤等なく尊卑分なく、唯其の有無に之れ由るのみ、故に其  
の道路に在るに當りてや、鹵簿の美、車徒の衆、人見て其の富た  
り貴たるを知る、其の廷に入り、堂に升るに及んでや、其の衣其

名より下は庶人まで服制の定  
りなきないふ、

○蠻夷は縫入の服にて衣の戦  
しきもの狐貉は狐や貉の皮にて  
表そなせしものにて最も衣  
の貴さきものなり、

○驕從は騎士の行列に從ふも  
の奥は與丁隸は下奴ないふ、

の裳、裁制異なるこそなく文采意に隨ふ、何を以て能く其の公た  
り侯たり伯たり卿たり大夫たるを知らんや、若し乃ち士庶人の服  
する所、亦た唯有無に之れ由らば、富者は帛を以てし、貧者は布  
を以てす、富者は常に美に、貧者は常に悪しく、貴賤是に於てや  
亂る、敝れたる縫袍を衣て、狐貉を衣るものこ立ちて恥ぢざる、  
後世あるこなきか、爾り、之を恥づるの至り、之を求め、之を  
求めて止まされば則ち祿足らず、而し俸給せず、士民是に於てか  
窮す、貧富固より皮毛に屬せず、即ち人の之を辨する、唯衣を是  
れ察し、服美なれば則ち之を敬ひ、服惡しければ則ち之を侮る、  
侮を禦ぐの意、競ふて其の美を求む、驕奢是に於てか長ず、豈に  
徒に然りこなすのみならんや、貴賤其の等を失ひ、而して禮俗壞  
ぶれ、士民其の貧を患ひて而して徳義廢し、驕奢其の欲を縱にし  
て禍亂興る、凡そ此の如きの類、其の害計るに勝ふべからず、是れ  
皆衣冠制なくして文物足らざるが故のみ、且つ今之卿大夫、祭祀  
典禮の時に當り、或は尙能く其の冠を冠し、其の服を服す、而し  
て驕從輿隸の屬、裳を塞げ、臂腰掩はず、大に其の手を掉ひ、高

◎雲を表す時代の諸大名が参勤前に詣るが如し、夏畦は夏畦を治むるに任するないふ、夏畦は夏畦を治むるに任する別ないへば官には任されひ職には補さいふ、夏畦は夏畦の側面なる髪なり之を四角の形にならないふ、夏畦は應仁の亂後武士は日常用ふるより額及び頂にある髪を剃り去るこゝなれり、(俗にサカナキといふ)

◎漢高云々前漢の高祖叔孫通に命じ古禮を起さしむ、叔孫通通古今の禮典を折衷し始めて長樂宮に用ふ、諸侯王より以て肅敬せざるなし、高祖曰く吾今日始めて皇帝の尊きを知る、叔孫通を拜して太常の官をなし金五斤を賜ふ、

く其の足を踏み、疾走威を示し、狂呼して行を装ふ、慣ひて風をなし、忸怩て俗をなす、我れ其の此の如きを見る、夏畦も愧づるに足らざるなり、於乎足利氏の天下に於けるや、末世已に断髪の俗ありしも、亦た唯武人戦士の徒、僅々便に隨ふのみ、其の一變するに至りてや則ち官公卿に任じ、職將相に補せらるゝも、亦た皆髪を斬り頂を露はし、方髪月額、加ふるに無制の服を以てす、則ち所謂衣冠の風化して戎蠻の俗を成る、醜も亦た甚しからずや昔者漢高天下を平治し、賢良を登庸し、命じて朝儀を作らしむ、始めて之を用ふるに及んで、乃ち皇帝たるの貴きを知れり、夫れ人の富を欲する者、其の財貨あるを以てなり、人の貴を欲する者、其の威儀あるを以てなり、若し夫れ財貨の存せざる、何を以て富かなさんや、其の威儀の有るなき、亦た何を以て貴かなさんや、今の人を以て、今の服を着け、今の朝に立ち、今の政を行ふ其の威儀なき固よりなり、亦た奚んう夫の天下を陶鑄するの道を知らんや、夫れ此の如し、寧ろ以て治平の術をなすか、將た以て衰亂の俗をなすか、寧ろ以て中國の教をなすか、將た以て夷狄の

◎金は女眞の阿骨打達の表徴

を機とし其の部を統一して皇帝を表す國を金と號す、且元は蒙古の大汗たる忽必烈を燕京に定め國號を立て、元を立てる。趙宋は宋朝の太祖は趙匡胤にて趙氏なればかくいふなり、李唐、朱明など稱するものに同じ、左衽を左方に於て合はずないふ、澆季とは世の亂れて亡びん、長嘆息は深く憂ひなげく、

風となすか、吾未だ其の何を以て之に處するを知らざるなり、且つ金元の趙宋に入寇するや、漸をして天下蒙古の有となる、然れども猶能く其の俗を易へず、而して衣冠法あり、官職制あり先王の道未だ地を掃はず、明帝勃興し兇賊誅に伏す、則ち一洗して盡く其の舊に復せり、兆民今に到るまで、左衽被髪の者あるなし、即ち我邦の俗の如き、縱令ひ聖賢の君ありて、古禮を行ひ、古樂を奏し、官政舊に率ひ衣冠再び擧るも、亦た惟々斷髪の俗裸跣の習、馴致の久しきにあらざれば、奚んう能く中土の人に似んや、士必らず桎梏に勝へず、民必らず簪束に勝へざらん、是れ其の之を如何ごもすべからざる者、噫、澆季の弊一に此に至るや、長嘆息なからんこ欲すこ雖も得べからざるなり。

柳子曰、人生而裸者天之性也、無貴無賤、蓋々唯食之求、唯欲之遂、與禽獸無以異焉、惟鳥之與獸、飛走以異其能、羽毛以殊其文、大小以分其類、乃至鱗介諸蟲、亦各有其分、譬如草木之區以別焉、人則不然、無飛走之異、無羽毛之殊、鼻口同其體、手足同其形、言語同其文聲色同其欲、夫然則無等無

差貴賤何別，故強凌弱，剛侮柔，相害相傷，相虐相殺，攘奪劫掠，固親疎之不論，亦何少長之間，是以穴居草處，與禽獸共死，與草木並朽者，鴻荒之時乃爾。惟人萬物之靈，則神群聚之中，必有傑然者能自遂其生，以及人生，能自養其身，以及人身作食之，作衣衣之，教之稼穡，教之紡織，利用厚生，無所不至焉，則人之歸之如衆星之拱北辰矣。亦猶蚩蚩唯食之謀，唯欲之齧，則何以知其貴賤與親疎哉？故名以分之，爲君臣，爲父子，爲夫婦，爲長幼，才以分之，爲智愚，爲賢不肖，業以分之，爲農工商賈，而後強不凌弱，剛不侮柔，而後相害相傷，相虐相殺，攘奪劫略之俗已矣。因制其禮而差等分矣，因命其職而官制立矣，因作其服而衣冠成矣，作之者謂之聖，述之者謂之賢，率之者謂之君，從之者謂之公卿大夫，由之者謂之士，化之者謂之民，故上自天子下至庶人，無不有冠，無不有衣，而不與鳥獸同群，是其天性無有所分，而有待夫制者也。故服者身之章也，冠者首之飾也，身無章，首無飾，謂之蠻夷之俗，以別聖人之民。今夫日月之所照，舟車之所通，無不有斯人，而唯其風化之所及，同斯文同斯章，而後能承其制，能被其德也。故衣冠者非特拒其寒爲耻裸，且跣與禽獸無別也。制冠以掩其首，制衣以掩其身體，以掩其脰，履以掩其足，禮有之曰：不涉不揭，非有敬事，不敢袒裼。君子死不免其冠，豈皆非爲耻其醜耶？且夫衣冠者，豈特爲耻其醜哉？亦豈特文其身首哉？位官職事由此分焉。禮樂刑罰由此行焉，風俗由此移焉，政令由此布焉，國家

由此治焉。四夷由此服焉，而後謂之仁，而後謂之道，聖王之陶鑄天下實如此耳。故曰：堯舜垂衣裳而天下治矣，不其然乎？若夫無道之君，則不然，以衣冠爲桎梏，以禮樂爲虛文，是以其爲政也。唯刑與法之任，遂結搆亂階，豈不亦異乎？或承衰亂之後，不及稽古，則雖服之存乎？制非其制，文非其文，貴賤無等，尊卑無分，唯其有無之由耳。故當其在道路也，鹵簿之美，車徒之衆，人見而知其爲富爲貴矣；及其入廷升堂也，其衣其裳，裁制無異，文采隨意，何以能知其爲公爲侯，爲伯爲卿，爲大夫哉？若乃士庶人所服，亦唯有無之由，則富者以帛，貧者以布，富者常美，貧者常惡，貴賤於是乎亂矣。衣敝縕袍與衣狐貉者立而不耻，後世無有平爾，耻之至求之，求之不止，則祿不足而俸不給，士民於是乎窮矣。貧富固不屬皮毛，即人之辨之，唯衣是察，服美則敬之，服惡則侮之，禦侮之意，競求其美，驕奢於是乎長矣。豈徒爲然哉？貴賤失其等，而禮俗壞矣。士民患其貧而德義廢矣，驕奢縱其欲而禍亂興矣。凡此之類，其害不可勝計，是皆衣冠無制而文物不足故爾。且也今之卿大夫，當祭祀典禮之時，或尚能冠其冠服，而驕從輿隸之風，褰裳揭衣，臂腰不掩，大掉其手，高踏其足，疾走示威，狂呼裝行，慣爲風恆爲俗，我見其如此也，夏畦不足愧也。於乎！足利氏之於天下也，末世已有斬髮之俗，亦唯武方，鬢月額加以無制之服，則所謂衣冠之風化成戎蠻之俗矣，醜不亦甚乎？

昔者漢高平治天下、登庸賢良、命作朝儀、及始用之、乃知爲皇帝之貴矣。夫人之欲富者、以其有財貨也、人之欲貴者、以其有威儀也。若其財貨之不存、何以爲富哉？其威儀之無有、亦何以爲貴哉？以今之人、著今之服、立今之朝、行今之政、其無威儀固也。亦奚知夫陶鑄天下之道哉？夫如此也、寧以爲治平之術乎？將以爲衰亂之俗乎？寧以爲中國之教乎？將以爲夷狄之風乎？吾未知其何以處之也。且金元之入寇趙宋也、以漸而天下爲蒙古之有、然猶能不易其俗、而衣冠有法官職有制、先王之道未掃地矣。明帝勃興、兇賊伏誅、則一洗盡復其舊矣。兆民到今無左衽被髮者也。即如我邦之俗、縱令有賢聖之君、行古禮奏古樂、官政率舊衣冠再舉、亦惟斷髮之俗裸跣之習、非馴致之久、奚能似中土之人哉？士必不勝桎梏、民必不勝窘束矣。是其不可如之何者噫！澆季之弊、一至于此哉？雖欲無長歎息、不可得也。

#### 大體第四

柳子曰く、天下國家を治むる者は、先づ其の大なる者を治めて、而して小なる者之に從ふ、故に大利は興さるべからず、大害は除かざるべからざるなり。何をか大利といひ、何をか大害といひ、君仁に臣賢にして善人政を爲すは天下の大利なり、君暴に臣

愚にして小人事を用ふるは天下の大害なり、大利興れば則ち大害止み、善人舉がれば則ち小人伏す、古語に之れあり、曰く衡誠に懸る、欺くに輕重を以てすべからず、繩墨誠に陳ぶ、誣ふるに曲直を以てすべからず、規矩誠に設く、罔ふるに方圓を以てすべからず、夫れ聖人の道は權衡なり、繩墨なり、規矩なり、之を懸け以て方圓を正ふす、何の利か興らざらん、何の害か除かざらん、故に舜、衆より選んで臯陶を舉ぐれば、不仁者遠ざかる、湯、衆より選んで伊尹を舉ぐれば、不仁者遠ざかる、是れ之を能く其の大なる者を治むこいふ、是れ之を能く其の利を興すこいふ、是れ之を能く其の害を除くこいふ、乃ち是れ之を治國の道と謂ふなり、若し夫れ衰世は則ち然らず其の在位を見るに孰れか能く其の才ある者ぞ、其の在職を見るに孰れか能く其の才ある者ぞ、或は叢脞にして事を敗り、或は倉卒にして舉を失ふ、道將た何れに從ふ所う、法將た何れに由る所う、乃ち國の亡びざる者は幸のみ、夫れ既に然り、則ち今の政に從ふ者、自ら其謀を出すこご能はず、自

◎舜は帝舜有虞氏にして古の  
聖王なり、帝舜の時大臣の官さ  
なり大功ありし賢臣なり、  
◎湯は殷の湯王なり仁徳あり  
夏を亡ぼし天子の位に登る、

◎臯陶は舜帝の時大臣の官さ  
なり大功ありし賢臣なり、  
◎倉卒は倉卒に同じ、あわた  
どしきことなり、

(◎因循さは舊慣を守りて移らざるないふ「ケズ／＼」するなり故事「フルゴト」故は舊なり、古昔ありしこざらないふ、

ら其慮を發すること能はず、率ね先世の事に因循し、可<sup>お</sup>必不可<sup>む</sup>を問ふこそなく、輒ち曰く、故事のみ、故事のみ<sup>ミ</sup>、事の窮むべからざるを如何ともすること無し、夫れ故事の因るべき者は、先王の立てし所、賢者の定めし所、而して政に害なく、數々行ふて事に益ある者を歷試して而して後に可<sup>お</sup>なす、不可なれば則ち其意を観、其情を察し、之を古に考へて恃ることなく、之を今に試みて戻ることなき、方さに以て有政に施すべし、何う必ず拘々こして唯故に之れ由らんや、假令ひ先世桀紂の如きものあるも、猶能く其國を亡さず、而して其子其孫、相嗣きて天下に王たるや、則ち亦た皆一切其事に因循し刑必ず炮烙、樂必ず靡慢、酒池肉林、以て長夜の宴を開き、而して後能く政を爲すこなすか、苟も民を憂ふる心ある者は、五尺の童子<sup>ミ</sup>雖も必ず爲さざるなり、是れ其害の大にして且つ見るべきが故なり、其害の小にして見るべからざるを以て、依然として之に居るは、豈に聞からずや、且つ事のこれを古に行ふべくして、今に行ふべからざるものあり、これを前に施して、これを後に施すべからざるものあり、故に仲尼の言

◎難盤は、純一ならぬこそ、ま  
るも時に、心に迷ふもの、  
◎財貨、財物を送ること。  
◎敗は、腐敗なり、  
◎蟲は、惑亂なり、  
◎我變は、ねびす化外の民を  
ありふ、東夷西戎南蠻北狄の別  
じるたがふなどいふこそ、ま  
る時の宜に從ふべきなり、

に曰く、殷は夏の禮に因る損益する所、知るべきなり、周は殷の禮に因る損益する所、知るべきなり、禹湯は古の聖人なり、夏殷は古の聖世なり、猶且つ一切之に因れば則ち行はれざる所あるなり、損益其の可なるを擇んで、然る後制作觀るべきものあり、況んや今の世、戰亂の後を承け制作の時を距る千有餘年、世其世にあらず、國其國にあらず禮の因るべきなく、法の襲ぐべきなきものをや、然らば則ち其謂ゆる故事とは唯是れ割據の遺俗、戎蠻の餘風、此を以て天下の民を御す、其事を敗り、物を盡<sup>まつ</sup>はすにあらざるもの幾んご希なり、偶も其不可を知りて之を改むるあるも、亦た唯苟且の輩、一時の利を見て、後害を圖らず、朝の是にして夕に非なる、昨<sup>きよ</sup>は則ち得て今は則<sup>は</sup>ち失ふ、翻覆波瀾の如く、變態風雨の如し、群聚事を議り、雜駁倫なし、曾て一事を決する能はず、依違之を久ふし、荏苒時を過ごし、譏を群小に取るもの、滔々として皆是れなり、是を以て其事に從ふ者は、利を見て進み、害を見て退き、唯其罪を免れんご欲して、其身を致すを欲せず、讒諛其間を窺ひ、便嬖<sup>べんけい</sup>其虛に乘じ、財を出して事を成し、貨を納

◎青雲の士史記に孔子を指す  
たるも高位に登るないふこと  
あり此にしては後者をいふ。  
◎權貴とは、權柄ありて富貴  
なるものないふ。  
◎屑々とは、ヅマラヌコミに難  
解ること。

◎經は經術、藝は道藝をいふ、

◎董仲舒は漢の人、武帝の時  
大に用ひられたが公孫弘に嫉  
まれ斥けられたが歸り著述を  
業なす。  
◎琴瑟二者は現今用ふる琴に  
あらず、現今の物は古の琴なり。  
十三絃あり一より十まで  
其數を以て名づけ、十一を  
斗といひ、十二を伊といひ。  
◎更揚とは琴の調子の合はさ  
るをば、あらためて張りかぶ  
る義弛び廢れたる事を盛んに  
與すに用ふ。

興し、禮を以て人を制するに若かざるなり、賢良の士を擧げ、諂  
諛の徒を誅し、賄賂の途を塞ぎ、廉恥の端を開き、而して後始めて治をいふべきなり、而して後始めて道を語るべきなり、是れ之を天下の大政といふ。

柳子曰、治天下國家者、先治其大者、而小者從之、故大利不可不興也、大害不可不除也、何謂大利、何謂大害、君仁臣賢而善人爲政、天下之大利也、君暴臣愚而小人用事、天下之大害也、大利興則大害止、善人擧則小人伏、古語有之、曰、衡誠懸矣、不可欺以輕重也、繩墨誠陳矣、不可誣以曲直也、規矩誠設矣、不可罔以方圓也、夫聖人之道權衡也、繩墨也、規矩也、懸之以正輕重、陳之以正曲直、設之以正方圓、何利不興、何害不除、故舜遷於堯、堯遷於禹、禹既而遠矣、是之謂能治其大者、是之謂能除其害、乃是之謂治國之道也、若夫衰世則不然、見其在位、孰能有其德者、見其在職、孰能有其才者、或叢脞敗事、或倉卒失舉、道將不仁者遠矣、湯遷於伊尹、不仁者遠矣、是之謂能治其大者、是之謂能興其利、是之謂能除其害、乃是之謂治國之道也、若夫衰世則不然、見其在無如事之不可窮、何也、夫故事可因者、先王之所立、賢者之所定、而歷試無害於政、數行有益於事者、而後爲可矣、不可則觀其意察其情考之古而無

恃試之今而無戾，方可施有政。何必拘拘唯故之由哉？假令先世有如桀紂者，猶能不亡其國？而其子其孫相嗣王于天下也，則亦皆一切因循其事、刑必炮燔，樂必靡熳，酒池肉林以開長夜之宴，而後爲能爲政乎？苟有憂民之心者，雖五尺童子必不爲也。是其害之大且可見故也。以其害之小不可見，而依然居之，豈不閑乎？且事有可行諸古而不可行諸今者，有可施諸前而不可施諸後者，故仲尼之言曰：殷因夏禮所損益可知也；周因殷禮所損益可知也；禹湯古之聖人也；夏殷古之聖世也。猶且一切因之，則有所不行也。損益擇其可，然後制作有可觀焉者。况今之世，承戰亂之後，距制作之時千有余年，世非其世，國非其國，無禮可因，無法可襲者乎？然則其所謂故事者，唯是割據之遺俗，戎蠻之餘風，以此御天下之民，非其敗事蠱物者幾希矣。偶有知其不可而改之，亦唯苟且之輩見一時之利而不圖後害，則朝之是而夕之非，昨則得而今則失，繢覆如波濶，變態如風雨，群聚議事，雜駁亡倫，曾一事之不能決，依違久之，荏苒過時，取譏群小者，滔滔皆是。是以從其事者見利而進，見害而退，唯欲免其罪而不欲致其身，讒諛窺其間，便嬖乘其虛，出財成事，納貨求私，賄賂公行于朝野矣。故貧者之萬善，不能勝富人之一非，而人不勝其誣罔矣。且士之志於青雲也，亡論才不才，善賂者得之，不善賂者失之，際憂懼交至，是以日走權貴之門，屑屑乎唯幸之求，甚者至於破其產傾其家，俸祿不給而鬻妻孥，罪惡自賈其禍者，何其不智耶？如是

之輩，固不知經藝之一端，奚足以舉治安之策哉？縱使其得居一官，所志不過財利，以財利之人執財利之權，財利何時已？是皆其害之大且可見者，曾無一人知其非者，豈非愚之甚耶？董仲舒曰：爲政之用，譬之琴瑟，不調甚者，必解絃而更張之，乃可鼓也。今也天下之琴瑟不調亦甚矣，是宜更張之秋也。機不可失也。擅士爲相，拔卒爲將，固無不可也。不若以義與禮以禮制人，舉賢良之士，誅詔諛之徒，塞賄賂之途，開廉耻之端，而後始可言治也。而後始可語道也。是之謂天下之大政。

## 文武第五

柳子曰：「政の關東に移るや、鄙人其威を奮ひ、陪臣其權を専らにす。爾來五百有餘年なり、人唯武を尙ぶを知りて、文を尙ぶを知らず、文を尙ばざるの弊、禮樂並び壞れ、士は其鄙倍に勝へず、武を尙ぶの弊、刑罰孤行し、民其苛刻に勝へず、俗吏乃ち謂ふ、文を用ふる迂なる、武に任すの愈れるに如かず、禮をなすの難き、刑をなすの易きに如かず、古へ何んう以て稽ふるに足らんや、道何んう以て學ぶに足らんや、ご、是れ特に蠻夷の言のみ、殊に知らず、文事ある者は、必ず武備あることを、禮樂の教は強禦も當る」

（◎陪臣は臣下の臣下即ち天子に對して諸侯大夫など、またもの）  
（◎鄙倍は凡鄙にして理に背くを云ふ一說に倍は俗に作るなどを云ふ）  
（◎文事ある者云々文武は一方に偏すべからざらないふ蓋し古語なり、強禦にして善を蒙ぐもの）  
（◎禮樂の教は晏唐の人も自然）

を服すべきないふなり、

⑤済々は衆盛なること多士は  
人物の多きにいふ。  
⑥済々は甚きにいふ。千城は外  
なを相ぎ内を傷るもの。  
⑦禮に五禮ありて一に吉禮二に  
凶禮三に賀禮四に軍禮五に嘉  
禮なり。吉禮は祭禮の禮。凶禮は  
喪禮の禮。賀禮は賓客の禮。軍禮  
は軍旅の禮。嘉禮は冠礼・婚禮・  
家事たり。其の外に攝飲酒さて攝  
酒などあり。されど冠婚喪祭を  
四大禮といひ上手下に通する禮  
なり。

ここなし、古の簡に率ひて道の易きに由ればなり、且つ夫れ文武  
は譬へば猶權衡の如きなり、一昂一低、治亂乃ち知り、一重一輕、  
盛衰乃ち見ゆ、奚んぞ以て偏廢すげんや、是故に文武の天下に於  
けるや、一張一弛、剛柔迭ひに舉り、一動一靜、強弱並び行はる、  
而して後能く四海を平均し、民其樂を樂しみて、而して其利を利  
こす、人今に到るまで、徳を稱せざるなし、詩に云ふ、濟々たる  
多士、文王以て寧しこ、文王の文たる所以なり、糾々たる武夫は、  
公侯の干城ミ、武王の武たる所以なり、若し夫れ武王の武ありて、  
而して文王の文なれば、何を以て夫の郁々たるを見んや、文王  
の文ありて、而して武王の武なれば、亦た何を以て夫の赫々た  
るを見んや、文武の偏廢すべからざる、豈に照々たらざらんや、  
即ち今の人、生れて一經を執らざるものは、寐ねて思ひ寤めて思  
ふも、焉んぞ其然るを知らんや、知らずして之を言ふ、妄にあら  
ざれば則ち狂、固より歯牙に掛くるに足らざるなり、然ご離も、  
天下の民懵々として其鄙に勝へず、恂々として其刻に堪へざる者、  
吾奚んぞ坐して之を視るに忍んや、身を殺して仁を成す、君子の

辭せざる所なり、今夫れ文の照々たるものは禮樂より大なるはなし、而して輓近鄙陋の俗乃ち謂ふ、人情に近からず、冠婚喪祭、或は其目を知らず、琴瑟竽笙、或は其器を見ず、國に養老の禮なく、郷に飲酒の法なし、綴兆舞佾、且つ其何物たるを知らず、則ち先王の衣冠文物、亦何んぞ其何の爲めに設けしを知らんや、蒙昧此に至る、再び草莽に復へる、唯人制なかるべからず、亦た儀なかるべからず、則ち私智妄りに作り、此を以て彼に易へざる能はず、而して夷禮是に於てか起る、臂を横たへ肩を脅かし驕傲の容、以て朝廷の間に跋扈し、淫哇殺伐靡嫚の伎、以て廟堂の上に踊躍し、彼のいはゆる淫樂瀆禮、先王の朝に容られざる者、公然天下の經となる、小民其間に生れ、而して目一丁を知らざるもの此を以て美觀となす、固より怪しむに足らざるのみ、若し夫れ稍々事情を知り、而して國家の職に與かるもの、宛然其此の如きを見んか、恥たる甚しきはなし、文を尙ばざるの弊、寧んぞ此に至れるや、且つ其武を尙ぶこなす者も、吾又た未だ然りさせざるなり、夫れ官の文武に分てるは、其相兼ぬべからざるを以てなり、

◎夷歎は夷狄の禮なり、  
◎驕は高ぶり傲は人を軽んず  
るこなり、  
◎跋扈は勢力を恣にして上  
る後悔がないふ、  
◎淫靡みだらなる音曲なり、  
◎廟堂は宗廟にも朝廷にも用  
ふ、  
◎芭蕉はオドル黙作刺撃の狀  
ないふ、  
◎経は常法なり、  
◎丁字云々、文字をも知ら  
ざる者の事、今丁字云々、  
相似たるより説り傳へしなら  
んと云へる說あり、

◎溫柔はナダヤカ敦厚はタノ  
モシキニシ  
◎被堅は甲冑を着るこそ、執  
鎧は剣戟をもつこなり、執  
鎧は軍隊なり。  
◎眞は孟眞にて育は夏音とい  
へる古の男ありしの人なり。  
◎鉄鍔は征討の時、授けらる  
武器なり。  
◎纏は冠の紐なり。  
◎俎豆は祭祀に用ふる具なり  
游は子游、夏は子夏なり子  
游は子游、夏は子夏なり子  
孔門の高弟なり子游は武治の  
經書の傳は多くは子夏より傳  
はる。  
◎俎豆は共に物を盛りて神に  
供ふる器なり。  
◎軍旅は軍隊のこそ古は五百  
人を旗さいひ一萬二千五百人  
を軍さいへり。  
◎兵を執らさとは一個の兵  
器を手に持たねど、是れ其長  
柔荑さは茅の始めて生ずる

譬へば牛と馬との如し、馬は能く遠に致し、牛は能く重に任ふ、  
性蓋し爾りこなす、若し馬をして重に任し、牛をして遠に致さし  
めんか、皆其の堪へざる所なり、今夫れ之に任する者、學ぶ所は  
詩書禮樂なり、故に其人となりや溫柔敦厚、慣れて以て德となり、  
之を大にしては則ち卿相、之を小にしては則ち府吏、蓋し其能な  
たり、假其をして堅を被り銳を執り、師旅の間に在らしむるも、亦  
た焉んう貴育の功を見んや、其武を任する者の若きは、執る所は  
矛楯鉄鍔、故に其人となりや、威猛精烈、習ふて以て性となる、  
之を大にしては則將帥、之を小にしては即ち騎卒、蓋し其當なり、  
假し其をして纏を結び紳を垂れ、俎豆の事を行はしむるも、亦た  
焉んう游夏の容を見んや、是れ其相攝ぬべからざるや以て見るべ  
きのみ、今や天下の士たるもの、列位已に廣く、冗員倍々多し、  
亦た唯便宜事を執る、文にあらず、武にあらず、彼れ將た何を以  
て任こなすか、俎豆の事は則ち知らざるなり、軍旅の事能く其謀  
を出す者蓋し鮮し、甚しき者は終身一兵を執らずして、手は柔荑  
の如く、顔は葵花の如く駕を俟つて而して後に行き、茵を俟つて

な葉さいふ柔かにして白きも  
の美しさに比す、  
◎舞花は木槿なりムクゲ又ギ  
ハチスさもいふ、  
◎折衝は敵人の衝突を折き止  
むること、  
◎長も正も兵士の首領たるも  
の、  
◎鈴鈴は兵法なり、  
◎管轄は統べつかさざるない  
ふ、  
◎金は難金、鼓にて進み金にて  
退くなり、  
◎節制は取締なり、  
◎勝國とは前朝さいはんが如  
し、  
◎天慶二年平将門叛し勢盛な  
りしに平貞盛藤原秀郷と力を合  
せて之を擊ら殺し、同時  
好古源經基之を平ぐ、が小野  
授首は誅に伏するをいふ、  
◎光仁の朝惡路王陸奥の田谷  
の裏に據りて焼きしが坂上田  
村廢之を征して誅殺せり、  
◎完聚は城郭を完うして人民  
を聚むること、  
◎指揮は族類の類にて指揮  
すること、

而して後に坐す、假し其をして駿に騎り良を執り、折衝の事に任せしめんか、則ち股已に鞍に勝へず、而して指も亦た笠に勝へざらん、其兵士の若きは則ち或は短長の兵を取り、數々險難の地を経る者、間々亦たこれあり、然れども其長たり正たる者、素より韜鈴の教を聞かず、管轄制なく、調練法なし、鼓して進まず金して退かず、旗幟を之れ辨へず、號令を之れ聽かず、之を以て敵に當らんか、吾其の適ま敗を取るの道たるを知るなり、焉んう夫の所謂節制なる者を見んや、勝國以降、其の能く然らざるもの、僅々指さし數ふべきのみ、昔者將門關東に割據し、純友南海に救應し、尊號を強僭し、數州を暴虐す、秀郷奮然として師を率うれば則ち兇賊遁逃し、叛臣首を授く、惡路王と稱し、東夷を劫畧し、窺窓神器に及ばんこす、坂君兵を捉げ遽然として東海に向へば則間にあり、日に其勇を養ひ、月に其智を長じ、完聚其道を得、指麾其法に由る、故に能く大敵を制し、功海内に比なく、千歳威猛と稱し、百世驥勇と稱す、是れ古の能く武に任へし者なり、况ん

(◎軍國は大寶令に定めたる民兵制度にして壯丁三分の一を取て兵さなし五人を伍さなし二伍を火さなし五人を隊さなし二隊を旅さなし十旅を團させり、

(◎仲尼の言に曰く云々、道は法制禁令なり。審はは一にするなり。道びきて從はざる者は刑をして之な一にするなり。かくするときは民は苟も免れて中心に羞ちざるものなり。

(◎蕭然は失ふないふ、

(◎齒は列するなり、

(◎廉耻は清潔にして醜辱を知るここと、

や此の二人の時に當り、武を尙ぶの俗未だ起らず、軍國諸將の如き、上は兵部の制を奉じ、下は郡國の令を承け、尙且つ勇悍精銳、紀律あり、節制あり、之をして征伐の事に赴かしむれば、則ち一舉して枯を摧くが如し、豈に其文事ある者は、必ず武備あり、禮樂の教、強禦當るなきを以てにあらずや、是に由つて之を觀れば、今の所謂武を尙ぶ者、亦た特に虛語妄説のみ、文武の以て相ひ無るべからざる、其れ然らざらんや、其れ然らざんや、仲尼の言に曰く、之を道くに政を以てし、之を齊うするに刑を以てすれば、民免れて恥づるなしこ、今の天下の如き、豈に特に民のみ然りござんや、乃ち卿大夫に至るも、亦た惟々免れんこそを之れ求めて、曲從阿諛、一に海内の俗となる、廉耻の心、蕭然たり又安んぢ之を君子の朝に齒せんや、嗟<sup>わ</sup>、之を要するに皆武を尙び文を尙ばざるの弊のみ

柳子曰、政之移于關東也、鄙人奮其威、陪臣專其權、爾來五百有餘年矣、人唯知尚武、不知尚文、不尚文之弊、禮樂並壞、士不勝其鄙倍、尚武之弊、刑罰

刑之易古何足以稽、道何足以學也、是特蠻夷之言耳、殊不知有文事者必有武備、禮樂之教、強禦無當、率古之簡、而由道之易也、且夫文武譬猶權衡也、一昂一低、治亂乃知、一重一輕、盛衰乃見、奚可以偏廢哉、是故文武之於天下也、一張一弛、剛柔迭舉、一動一靜、強弱並行、而後能平均四海、民樂其樂而利其利、人到于今、無不稱德也、詩云、濟濟多士、文王以寧、文王之所以為文也、糾糾武夫、公侯干城、武王之所以為武也、若夫有武王之武、而無文王之文、則何以見夫郁郁乎哉、有文王之文、而無武王之武、亦何以見夫赫赫乎哉、文武之不可以偏廢、豈不照照乎、即今之人、生而不執一經者、寡思寤思、焉知其然哉、不知而言之、非妄則狂、固不足掛齒牙也、雖然天下之民、懵懵不勝其鄙、拘拘不勝其刻者、吾奚忍坐而視之哉、殺身成仁、君子之所不解也、今夫文之照照者、莫大於禮樂、而輓近鄙陋之俗、乃謂不近人情也、冠昏喪祭、或不知其目、琴瑟竽笙、或不見其器、國無養老之禮、鄉無飲酒之法、綏兆舞佾、且不知其為何物、則先王之衣冠文物亦曷知其為何設哉、豪易彼而夷禮於是乎起矣、橫臂脅肩驕傲之容、以跋扈乎朝廷之間、淫哇殺伐靡嫚之伎、以踊躍乎廟堂之上、彼所謂淫樂瀆禮不容於先王之朝者、公然為天下之經矣、小民生其間、而目不知一丁者、以此為美觀、固不足怪已、

若夫稍知事情而與國家之職者，宛然見其如此乎。爲耻莫甚焉。不尚文之弊，寧至于此哉。且其爲尙武者，吾又未爲然也。夫官之分文武，以其不可相兼也。譬如牛與馬也。馬能致遠，牛能任重。性蓋爲爾。若使馬也任重，牛也致遠乎？皆其所不堪也。今夫任文者，所學詩書禮樂，故其爲人也，溫柔敦厚，慣以爲德。大之則將帥，小之則騎卒，蓋其當也。假令其被堅執銳，在師旅之間，亦焉見貴育之功哉？若其任武者，所執矛楯鉄鎗，故其爲人也，威猛精烈，習以爲性。大之則將帥，小之則騎卒，蓋其當也。假令其被堅執銳，在師旅之間，亦焉見游夏之容哉？是其不可相攝也。可以見已今也。天下之爲士者，列位已廣，冗員倍多，亦唯便宜執事。非文非武，彼將以何爲任乎？蓬豆之事，則不知也。軍旅之事，能出其謀者，蓋鮮矣。甚者終身不執一兵，而手如柔荑，顏如躉花，俟鶴而後行，俟茵而後坐，假使其騎駿執良任，折衝之事，則股已不勝鞍，而指亦不勝弦矣。若其兵士，則或取短長之兵，數經險難之地者，間亦有之。然其爲長爲正者，素不聞韜鈴之教，而管轄無制，調練無法，則鼓焉而不進，金焉而不退，旗幟之不辨，號令之不聽，以此當敵乎？吾知其適敗之道也。笑見夫所謂節制者乎哉？勝國以降，其能不然者，僅僅可指數已。昔者將門割據于關東，純友救應于南海，強僭尊號，暴虐數州，秀鄉奮然率師，則兒賊遁逃，叛臣授首，惡路稱王，劫畧東夷，竊竊及神器，坂君提兵，遽然向東海，則群盜伏竄，頑冠失魂。夫此二人者，生在山野海島之間，日養其勇，月長其

智，完聚得其道，指麾由其法，故能制大敵，功無比於海內。千歲稱威猛，百世稱驍勇，是古之能任武者也。況當此二人之時，尙武之俗未起，如軍團諸將，上奉兵部之制，下承郡國之令，尙且勇悍精銳，有紀律，有節制，使之赴征伐之事，則一舉而如摧枯矣。豈非以其有文事者，必有武備，禮樂之教，強禦無當耶？由是觀之，今之所謂尙武者，亦特虛語妄說耳。文武之不可以相無，不其然乎？不其然乎？仲尼之言曰：「道之以政，齊之以刑，民免而無耻。如今之天下，豈特民爲然乎？乃至卿士大夫，亦惟免之求，而曲從阿諛，一爲海內之俗，廉耻之心萌然，又安齒之君子之朝嗟要之，皆尙武不尙文之弊耳。」

## 天民第六

古昔の所謂天民とは其の數四あり、曰く士、曰く農、曰く工、曰く商、士は善く官政に服し、以て天下の義を勸め、農は善く稼穡を務め以て天下の食を足し、工は善く器物を制して以て天下の用を済し、商は善く貿易を爲し以て天下の財を通す、此の四者は上天職を奉じ、下人事を済す、相愛し相養ひ、相輔け相成し、以て一日も相無るべからざる者なり、先王民を見る其子を見るが如く、

(◎貿易は物を交易することを貿

民先王を見る其父母を見るが如し、父母善く子を教へ、子善く父母を養ふ、而して道其の中に存す、是を以て上下和睦し怨惡あるこそ無し、國以て治り、人以て安じ、猶且つ憂慮する所あり、官を立て職を命じ、禮樂以て之を導き、號令以て之を文り、干戈以て之を威し、之が才を量り以て之に事を命じ、之を率ふるに義を以てし、之を使ふに時を以てす、賞罰信あり、黜陟典あり、而して後兆民之に懷き、四國之に化す、是の故に士は四民に長こして、天職を共にする者なり、君命を奉じて、天下に令する者なり、仁義を行ひ庶政を輔くる者なり、忠信を體し德教を布く者なり、今の時に當り、士氣大に衰へ、内廉恥の心なく、外匡教の功なし、上天職を廢し、下人事を誤る、蚩々として商賈ニ利を争ひ、農を妨け工を傷ひ、殘害以て威と稱し、飽食暖衣、安逸以て徳と稱す、

◎賈豎とは商人のことなり。豎といふは、踐しむるなり。豎は「シリゾタル」なり。豎は「アゲル」なり。遼遠さいふ如し。◎忠信とは、言ふ所中心より出でる虚妄なきことなり。◎徳教は道德の教なり。◎光民は萬民ないふ。◎莫邪古は名劍なり。◎鷹眞云々は勸勉ならざる。◎封君とは有せらる人なり。◎居貲は財貨を積み置くこと。◎居貯は封土を有せる人なり。◎獲は獲に作るを可さず。物の熟したるを刈取るをいふ。◎耕は勞作によりて手足の皮厚くなり裂け破るること。◎疊々は偉まさるといふ。◎司命とは其の人の力にて生死を支配すること。◎稅歟は租稅なり。◎經は老いて要なきもの。◎礎は石多くして地味溝き。◎斥歟は據土なり。

如く、習慣自然の如し、先づ勝つべからざるを爲して、敵の勝べきを待つ、唇を彈じ舌を鼓し、智巧百出、鳥獲も之が爲めに怯れ、莫邪も之れが爲めに鈍る、况んや彼れ固り是にして此固り非凡なり、之に克んご欲すご雖も其れ得べけんや、且つ大商の富に於けるや、居貯萬をもつて計り、奴婢十をもつて數ふ、家室器用、錦繡珠玉、皆我が足らざる所、而して彼れは則ち餘あり、是を以て封君首を免れ、敬ふこそ父兄の如し、先王の命する所、爵位安くにあるや、徳義の教輶む、是れ他なし、官其の制なければなり、夫れ農は能く百穀を播き、春耕し秋穫り、草處露宿し、手足胼胝、作役して以て上に奉じ餘力以て父母及び妻子を養ひ、疊々として怠らざる者なり、夫れ人食なければ則ち生きず、貴きこそ王公たり、富四海を有つも、而も其の司命を爲すものは農にあらずや、故に先王司農の職を命じ、男に稼穡を勧め、女に紡績を教へ、稅歎を薄ふして以て之を富ましめ、力役を省きて以て之を安んじ、之を親み之を愛て、蠶寡咸く其の徳を被ふる、後世は則ち然らず、確硝の地、斥歟の田、日に其の力を竭くし、月に其の功を加ふ、

二

(◎) 砂岩は砂岩の少きにいふ石  
は一石、鶴は二石なり、鶴  
に通す。

(◎) 滅却は悲歌に作るべし歎は  
作物の出来ざることなし、

(◎) 冷談は譲寒に同じ、

(◎) 震驚はさきぎるこそ、

(◎) 流滅みぞたになり、

(◎) 亡命は名籍を脱して逃亡す  
るなり、

(◎) 劫略なばやかしうばふ、

(◎) 貢部ニ頃田城に近き地をい  
ふ二城は二百歩なり、

(◎) 観巷は邑里なり、

(◎) 視は比なり、

(◎) 感は下男にして瘦は下女な  
ものなり、

(◎) 不學無術、學術の素養なき

才かに擔石を得れば、則ち姦吏其の利を争ひ、稅する所什に六七、調庸と併せ收め、盡さざれば已まず、偶々肥壤入る所、以て食に當つべき者あれば、則ち畫して之を計り、校して之を正し、課役を並び賦も竭さざれば措かず、窮乏死に至るも曾て回顧せず、夫れ此の如くなれば則ち土肥瘠なく歲豊儉なく凍餒相依り遂に其の業を廢し、計畫き術窮り、則ち販鬻末を逐ふ者あり奔走食を乞ふ者あり、散じて溝壑に轉ずる者あり、亡命竊盜する者あり、劫略相殺す者あり、人愈々少くして地愈々荒る、負郭二頃の田、収むる所は斗升に過ぎず、加ふるに水旱の災を以てす、則ち手を束ねて斃るくを俟つ者あり、故に民の閭巷に在るや、善く鬻く者は富み、善く耕す者は饑う、之を先王の典に視れば豈に異ならざらんや、且つ其の吏たる者は、不學無術、唯々錢貨の貴ぶべきを知りて、利を見て義を廢せば則ち商賈の權、上は王公を侮り、下は朝士を凌ぎ、工を使ふこそ奴隸の如く、農を視ること感獲の如し、生を厚ふするの道亡ぶ、是れ他なし、官其の制なければなり、若し夫れ工は、能く器物を制し、以て天下の用を利する者なり、亦

た皆商賈之利を争ひ、錐刀是れ競へば、唯ち材皆麁惡、器は皆苦窳、日ならずして成り、時ならずして毀ぶる、唯售れ易きを欲して、其堅緻を欲せず、要は爲す能はざるにあらざるなり、此を爲せば富み、彼を爲せば貧しきが故なり、况んや官局に在る者多く奴隸を養ひ、稱して弟子となし、彫琢刻鏤、一に他人の手に出でゝ、而して己は一規矩を正すことを能はず、美を服し旨を食ひ亢顔自ら大匠と稱す、實に是れ一賈豎財を媒する者のみ、是れ亦た實ある者は名なく、名ある者は實なく、而して名を逐ふを利こうして入り實に背きて出づ、夫れ誠に此の如くならんか、刺猴瓊葉亦た何う其の身を養ふに益あらんや、故に今の百工は即ち商賈の傭奴のみ、何んぞ以て巧拙を論ずるに足らんや、用を利するの道壞る、是れ它なし、官其の制なればなり、故に今の民、身日に勞して財日に空し、是を以て斷然乃ち謂ふ、耕すも食に益なく、織るも衣に益なしこ、士も亦た曰ふ、學ぶも身に益なく、業家に益なしこ、乃ち其事を廢し、而して惟奇邪に之れ從ひ、譏張に之れ務む、於乎世の末を遂ふ者、何う其れ多くして、本を務むる者

◎奇耶は珍奇にして邪惡なる  
こそ、  
◎謹は堅く張は謹る、たぶか  
きないへりになり、

◎美は美服旨は美味なり、  
尤も顔なあげて誇る貝な  
り、  
◎賣藍は商人のこなろも豊  
の字の用ひしは、さげすみて  
云へるなり、

◎刑獣さは鍼刑を以て母獣を  
作りし云へるの故事なり言  
の奇にして實なきものないふ  
◎蘿葉さは蘿核玉葉な約言せ  
しなりその美葉にして實な  
きないへりになり、

◎苦難は事なし小刀ないふ  
てゆがめるにいふ、  
◎售は賣りたる物を渡すこそ  
◎堅城は堅くして密なるこそ

◎邪惡はよこしまなること。

の何う其れ寡きや、古者言へることあり、曰く上の好むところ、下これより甚しきものあり、先王其の此の如きを察す、故に德を貴こび、貨を賤しみ、以て民の邪惡を禁ず、教令上に明にして、風俗下に美なる所以なり、今且つ須からく官を置き職を立て、末を抑へ本に復し、商賈の權を奪ひ、農工の業を興すべし、然る後士氣漸く復し、各々其の生をなす所を樂しまば、則ち四民其の所得を得、而して天下の居安し。

古昔所謂天民者、其數四焉、曰士、曰農、曰工、曰商、士善服官政、以勸天下之義農善務稼穡、以足天下之食、工善制器物、以濟天下之用、商善爲貿易、以通天下之財、此四者上奉天職、下濟人事、相愛相養、相輔相成、不可以一日相無者也。先王視民如視其子、民視先王如視其父母、父母善教子、子善養慮、立官命職、禮樂以導之、號令以教之、秩祿以富之、爵位以貴之、衣冠以文之、干戈以威之、量之才以命之、事、率之以義、使之以時、賞罰有信、黜陟有典，而後兆民懷之、四國化之是故士者長四民共天職者也、奉君命令天下者也、行仁義輔庶政者也、體忠信布德教者也、當今之時、士氣大衰、內無廉耻

之心、外無匡救之功、上廢天職、下誤人事、蚩蚩與商賈爭利、妨農傷工、殘害以稱威、飽食暖衣、安逸以稱德、日食其粟、日用其器、不知所以報之、驕奢成俗、身貧家乏、秩祿不贍、而仰給於商賈、假而不還、爭論並起、賈豎之黠於利、少成如故、習慣如自然、先爲不可勝、而待敵之可勝、彈唇鼓舌、智巧百出、烏獲爲之怯、莫邪爲之鈍、况彼固是而此固非、雖欲克之其可得乎、且大商之於富也、居貨萬計、奴婢十數、家室器用、錦繡珠玉、皆我所不足、而彼則有餘、是以封君俛首敬如父兄、先王之所命、爵位安在哉、德義之教輟矣、是無它官無其制也、夫農者能播百穀、春耕秋獲、草處露宿、手足胼胝、作役以奉上、餘力以養父母及妻子、亹亹不忘者也、夫人無食則不生、貴爲王公、富有四海、而爲其司命者、非農乎、故先王命司農之職、勸男稼穡、教女紡績、薄稅飲以富之、省力役以安之、親之愛之、鋒寡咸被其德矣、後世則不然、確地斥鹵之田、日竭其力、月加其功、才得擔石、則姦吏爭其利、所稅什六七、與調庸併收、不盡不已、偶有肥壤所入、可以當食者、則書而計之、校而正之、與課役並賦、不竭不措、窮乏至死、曾不回顧、夫如此則土無肥瘠、歲無豐儉、凍餒相依、遂廢其業、計盡術窮、則有販鬻逐未者、有奔走乞食者、有散轉溝壑者、有亡命竊盜者、有劫畧相殺者、人愈少而地愈荒、負郭二頃之田、所收不過斗升、加以水旱之災、則有束手俟斃者矣、故民之在閭巷也、善鬻者富、善耕者饑、視之先王之典、豈不異乎、且其爲吏者、不學無術、唯知錢貨可貴、而見

利廢義、則商賈之權、上侮王公、下凌朝士、使工如奴隸、視農如臧獲、厚生之道亡矣。是無它官無其制也。若夫工者能制器物、以利天下之用者也、亦皆與商賈爭利、錐刀是競、則材皆危惡、器皆苦窳、不日而成、不時而毀、唯欲易售、不欲其堅緻、要非不能爲也。爲此則富、爲彼則貧故也。况在官局者、多養奴隸、稱爲弟子、彫琢刻鏤、一出他人之手而已、不能正一規矩、服美食旨、亢顔自稱大匠、實是一賈豎媒財者已。是亦有實者無名、有名者無實、而利逐名而入、背實而出矣。夫誠如此乎、刺猴瓊葉亦何益於養其身哉。故今之百工、即商賈之傭奴耳、何足以論巧拙也。利用之道壞矣。是無它官無其制也。故今之民、身日勞而財日空、是以斷然乃謂耕無益於食、織無益於衣也。士亦曰、學無益於身業無益於家也。乃廢其事而惟奇邪之從、講張之務、於乎世之逐末者、何其多、而務本者、何其寡耶。古者有言曰、上之所好、下有甚焉者、先王察其如此、故貴德賤貨、以禁民邪慝、所以教令明於上、而風俗美於下也。今且須置官立職、抑末復本、奪商賈之權、與農工之業、然後士氣漸復、各樂其所爲、生則四民得其處、而天下居安矣。

## 編 民 第 七

◎編伍とは古昔五戸相保りて  
相保候する義務ありとなせし

柳子曰く、古者民を治むるの法、必ず編伍あり、編伍法なければ、

(◎亡命とは戸籍を成して逃亡するもの、戸籍を成して逃亡するもの、  
 ◎十室の邑は十戸位ある狭き地なり、  
 ◎通邑は四方に通する都會地  
 ◎大都は天子の宮居のある所  
 ◎無賴は、敵放にして依り託すべきなきもの、はぢしらず  
 ◎潜匿はひそかくるゝないふ、  
 ◎鄉豪土著は土地の豪家や久しく住居せし者なり、さわが  
 ◎溝瀆みぞのこそ、  
 ◎糊口糊口に同じ四方の國に寄食するもの、  
 ◎里巷、閭井、閭閻といふ皆村里的ことなり、  
 ◎意々懶々いづれも、さわがしきここと、  
 ◎豪交狗争は、禮なきの甚しきを形容していふ、禮なきの甚し

則ち民土に安んぜず、民土に安んぜざれば、則ち國亡命多し、國亡命多ければ、則ち盜賊並び起る、治民の害、盜賊より大なるはなし、近世衰亂の後を承け、編伍法を失ひ、戸籍明ならず、十室の邑、尙相識らざるものあり、况んや通邑大都をや、無賴の民、亡命して家を破る者、歲に千を以て數ふ、然れども此を去り彼に居れば則ち知るべからざるなり、故に潛匿ひそまつして都下にあるもの、或は終身追捕を免れ、還つて安逸の人となり、僥倖業を起し能く千金を致す者、亦た多からずこそせず、而して一旦其籍に編列せらるれば、則ち郷豪土著の民ご、終に相別つこそなし、若し乃ち窮民生を爲す能はざる者、奔走して食を道路に乞ひ、溝瀆に轉死するに至る者、曾つて隣里の憚む所ごならず、或は竊盜人を傷け、刑を他邦に受け、患難救はず、疾苦問はず、貴賤ごなく、親疎ごなく、唯其の冷暖を之れ察す、則ち名は閭井を同くするも、實は啻に仇視するのみならざるなり、囂々乎として里巷の間に豕交し、噉々乎として閭閻の中に狗争するもの、豈に亦た悲しからずや、然りご雖も僻邑寒郷

◎古質は上古の質朴を守るなり

◎嬰兒はみどりご、兒始めて生るなりといふ、兒始めて

◎詐誤は惑はすなり、徒を惑はすなり

◎徒黨は意氣合ふもの、

◎處士は仕へずして家に居るもの、市井町中のこゝ、僑店は旅宿なり、浮屠は佛又は佛教或は僧にも通じていふ、鄒は店なり、房は住宅なり、巫祝は神に仕へ祈禱をなすもの、ノロブは祖に改むべし、賣トコハ謝金をうけて、うらのふの、賽はサイセン、齋はシラゲ来なり、

の俗の如き、猶或は古質の風を存し、官を怖れ法を畏れ、則ち尙ほ未だ甚しこせず、都下群衆の民に至りては、則ち王公を輕蔑し、士人を威侮し、之を視ること、嬰兒の如く、以て其の財貨を竊み、以て其の妻孥を掠め、詐誤以て智と稱す、劫略以て勇と稱す、徒をなし黨をなし、以て自ら名號を樹るに至る、官制する能はざる所、法罰する能はざる所なり、還つて之れが力を假り、以て他の盜賊を追捕し、又之れが謀を用ひ、以て他の暴徒を制す、則ち彼れ自身の官の爲めにするを誇り、愈々益々天下の民を侵侮す、奚んぞ、其の賊に兵を借し、盜に糧を齎らすの比に非らざるを知らん、歎すべきの甚しきなり、又名は處士と稱し、市井の間に僑居し、技を以て生をなし、材を以て自ら售り、而して其の身を榮する者あり、又名は浮屠と稱し、鄒を假り場を開き、房を貯じ席を設け、鰥寡を誘導し、以て其の生を治むる者あり、又名は巫祝と稱し屋を構へて祠となし、壇を設けて廟に代へ、呪咀賽を納れ、賣トコハを求める、以て其の家を成す者あり、此の數者は、治世必有の人、而して郷里の崇ふ所、小民の尚ぶ所、固より益なしこせず、然れども彼れ自ら其の身を處する、一は以て士となし、一は以て浮屠となし、一は以て巫祝となし、出るに令長の教を受くるなく、處るに編戸の籍に列することなし、則ち陋劣庸惡、亡命無賴の徒、其の間に濫吹し、而して奇邪の術を挾み、人を欺き民を誣ふ、放蕩縱恣、大に賭場を開き、窃かに罪人を匿し、子弟を誑誘し、良民を眩惑する者、蓋し其の半に居る、且つや近世の處刑、其の罪死に至らざる者、或は黥し或は髡し、或は笞杖を加へ、而して後ち其の財を籍没し、其の身を放逐す、則ち星散歸する所なき者、計るに勝ふべからず、而して其の暴惡固より輕刑の能く懲らす所にあらず、則ち或は自ら其の過を改め、以て其の業に就く能はず、是を以て親戚に寄らんと欲すれば、則ち攘じて之を斥く、僚友に託せんと欲すれば、則ち禁じて之を錮む、之をして衣食の計なく、身を容るゝ地なからしむ、則ち窮困これより甚しきはなし、小人窮すれば斯に溢す、况んや其の性の固有する所、死灰寧ろ復び然にさらんや、遂に郷黨閭里の間に群聚し、窃盜攘奪以て人の産を妨げ、剪結詐騙以て人の生を害す、此の如き者亦た少しこせず、

◎今長とは萬戸以上の縣には令なおき以下には長を置く、よりいふ、縣戸は普通人民の家屋、遷吹とは實力なくして振りに位に在るものないふ、○賭場は博奕をなす場所なり、○競は墨刑さてイレズミをなすこそ、髡は罪人を罰して髪を剃るこそ、笞杖も罪人をムサにて打つこそ、籍没とは官に其財産を残ら取り上げること、○攘斥は斥け退くること、○僚友は同官のこもないふ、○禁錮とは仕進の路を塞きて仕ふるこゝを得ざらしむるこそ、○死灰は火氣なき灰のこと、○匪は歎く驕はタバカルなり

- ◎蒼生人民のこそ、
- ◎蟲は物の根なる食ふ蟲なり故に民財を冒し取るにいふ、
- ◎戴毛含齒は人類ないふ、
- ◎網は大網にして目は細目なり、
- ◎掛漏は、ぬかりもるゝないふ、
- ◎刑罰は刑罰をそのままにして用ひむこそ、

是れ皆蒼生を蟲賊し、而して禍國家に及ぶ者、見て以て常態こなすべからざるなり、宜しく編伍の制を復し、戸籍の法を明にし、戴毛含齒の屬をして、上管する所あり、下由る所あり、綱舉り目張り、掛漏の誘を容れざらしむべし、然る後土着の俗成り、而して刑措くの化行はれん、其の國を治むるの道に於て、庶幾くは以て一變をなすべきなり。

柳子曰、古者治民之法必有編伍、編伍無法則民不安土、民不安土則國多亡命、國多亡命則盜賊並起矣、治民之害莫大於盜賊也。近世承衰亂之後、編伍失法、戸籍不明、十室之邑尚有不相識者。況通邑大都無賴之民亡命破家者歲以千數、然去此居彼則不可知也。故潛匿在都下者或終身免追捕、還爲安逸之人。僥倖起業能致千金者亦不爲不多、而一旦編列其籍、則與鄉豪土著之民終無相別焉。若乃窮民不能爲生者奔走乞食道路至轉死于溝瀆者、曾不爲隣里所憫、或蓬髮爲僧尼糊口四方、或竊盜傷人受刑他邦、患難不救疾苦不問、無貴賤、無親疎、唯其冷暖之察則名同閭井而實不啻仇讐、鬻鬻乎豕交於里巷之間、嗷嗷乎狗爭於閭閻之中者、豈亦不悲乎。雖然如僻邑寒鄉之俗猶或存古質之風、怖官畏法、則尚未爲甚矣。至于

都下群聚之民、則輕蔑王公威侮士人視之如嬰兒、以竊其財貨以掠其妻孥、詐誤以稱智、劫畧以稱勇、爲徒爲黨、以至于自樹名號焉。官所不能制、法所不能罰也。還假之力以追捕他盜賊、又用之謀以制他暴徒、則彼自誇其爲官、愈益侵侮天下之民、奚知其非借賊兵齋盜糧之比哉。可歎之甚矣。又有名稱處士、僑居于市井之間、以技爲生、以材自售而榮其身者、又有名稱浮屠、假廟開塲、賣房設席、誘導嫖寡以治其生者、又有名稱巫祝、構屋爲祠、設壇代廟、咒呪納賽、賣卜求禱以成其家者、此數者治世必有之人、而鄉里所崇、小民所尚、固不爲無益也。然彼自處其身、一以爲士、一以爲浮屠、一以爲巫祝、出無受令長之教、處無列編戶之籍、則陋劣庸惡、亡命無賴之徒、淫吹其間、而挾奇邪之術、欺人誣民、放蕩縱恣、大開賭場、竊匿罪人、誑誘子弟、眩惑良民者、蓋居其半矣。且也近世之處刑、其罪不至死者、或黥或髡、或加笞杖、而後籍沒其財、放逐其身、則星散無所歸者、不可勝計焉。而其暴惡固非輕刑所能懲、則或不能自改其過、以就其業、是以欲寄親戚、則擅而斥之、欲託僚友、則禁而錮之、使之無衣食之計、無容身之地、則窮困莫甚焉。小人窮斯濫矣、况其性之所固有、死灰寧不復然乎。遂群聚鄉黨閭里之間、竊盜攘奪、以妨人產、剪縉誑騙、以害人生、如此者亦不爲少矣。是皆蟲賊蒼生而禍及國家者、不可見以爲常態也。宜復編伍之制、明戸籍之法、令戴毛含齒之屬、上有所管、下有所由、綱舉目張、不容掛漏之誘、然後土著之俗成、而刑

措之化行矣、其於治國之道、庶幾可以爲一變也。

## 勸士第八

柳子曰く、農工商賈、此れ之を民の良といふ、所謂良とは、用を利し生を厚ふし、相輔け相養ひ、以て國家に益ある者なり、故に先王師をして以て之を教へ、官をして以て之を治む、之を愛し之を親しみ、之を視るこ子の如く、編伍制あり、使役法あり、推して以て士と相歯す、之を四民といふ、良たる所以なり、若し倡優戯子は、則ち人の利を仰ぎ、人の財を受け、以て人の耳目を悦ばしめ、徒らに其の口腹を養ふ、人の衣食を爲ること能はず、之を存するも國家に益なく、存せざるも國家に害なし、故に先王之を斥けて、四民と伍せしめず、戸籍相別れ、婚姻通せず、是れ其の民を視る、愛に等あり親に差あり、類分群聚之をして各々其の業を専らにし以て其の生を遂げしむる者、仁道存す、後世は則ち然らず、薰蕕器を同くし、淄澗流を一にし、良雜相混じ、戚族

(◎婚は春時に禮を行ふより婚姻さい  
は婦人夫に因るより婚姻さい  
ふなり)

(◎淄澗は齊國の二水の名其の  
水味を異にすされど既に合す  
れば其の味を辨知し難し)

(◎倡優は戯劇をなすもの、

(◎後幸はへつらひて幸を得し  
もの、壁籠は氣に入りもの、

(◎壁籠は氣に入りもの、

(◎歌は口才あること、操は音  
樂の曲なり、

(◎治容ナマメキタルないふ、  
◎諭言シトヤカナル言いふ、

(◎歌美(ハラム)こそ、  
◎歌慕(ハラム)こそ、

(◎便佞(ハシタフ)こそ、  
◎便佞は辯才ありて實なきも、

(◎口給は口才あること、操は音  
樂の曲なり、

(◎中和は人の性情の中正にし  
て和けるないふ、

(◎鳩は毒鳥なり其の羽を浸し  
たら酒を死す、といふ、

(◎斧斤はチノなり、  
◎郊は天地を祀ること、

(◎詔は舞帝、武は武王の樂な  
り美は樂の音と容に就きて、  
ひ善は其の徳に就きいふ、

分なく、編戸の法壞れ、先王の政歎む、甚しき則ち倡優或は士の祿を受け、功なくして富み、徳なくして貴く、卒に其の業を變じ立ちごころに官政に服する者あるに至る、其の由る所を原ぬるに、佞幸嬖寵の旨を冀ふにあらざるはなし、故に其の意を得るに當りてや、私智を逞ふし以て王公を欺き、利欲を縱にし以て庶民を虐げ、讒諑面諛、暴戾誣罔、適ま夫の良家の子を賊ふ、豈に悲まざるべけんや、且つ士の輕薄なる者、毎に倡優の徒と居り、數々雜戯の場に入り、日に其の冶容を見、而して其の婉言を聞く、則ち人材彼れに若くもの無しこいふ、歌美歌慕、遂に廉恥の心を失ふ、便佞口給、唯優に之れ倣ひ、久ふして之に化す、則ち士氣之れが爲めに萎爾し、鄙俚猥雜、以て淫を宣ぶるの俗を釀成す、況んや優伎の操音、淫哇に非れば則ち殺伐、人の心志を奪ひ、人の性情を盪かす、其の中和の徳を傷ぶる、特に鳩と斧斤とのみならざるなり、即ち今の士大夫、亦た徒に其の音を聽き其容を見るのみならず、動もすれば其の伎を學び、其の曲を習ひ、甚しきは郊廟朝廷祭祀典禮に至るまで之を用ひて以て詔武に易ふるあり、王侯

◎聲律は音樂の調子なり宮商角徵羽を五音といふ、

◎鳩舌外國人の語を卑めていふ、

◎鷦鷯ナレアナル、

◎中華の言、中華は宮中なり、

闇中の言、いふこと同じ、

◎移風、俗は風俗を善美にするここと、

◎置郵は人馬にて宿場より繋

ぎ立てるここと、

◎忠信篤敬、其の言ふ所は中

心より出でう信實にして虚妄

なく又行ふ事深厚敬慎にして、

少しの浮薄忽なきをいふ、

◎皮の存せざる云々毛は皮に生ずるのなるに皮がなくば毛の附くべき地なし本なくして末のある苦なきないふ、

◎優孟は人の名樂官なり多辯滑稽にして諷諭を存せり、

之を舞ひ、卿相之を奏し、美善此に盡たりと稱す、其の音たるを觀るに節なく制なく、聲律愜はず、宮商序なく、和せるに非ず、應せるに非ず、相喚び相叫び、曾て鳥啼猿嘯だにこれ若かざるなり、舞は則ら文ならず武ならず、進退法なく、周旋度なし、歌は則ち侏離鳩舌、興なく趣なく、景なく情なく、夢に託し妖に託す、亦た何の意義か之れあらん、若し其絲竹和すべき者は、則ち繁手數節、靡々敷慢、中華の言、尙聞くべきなり、斯の言の鄙き聞くべからざるなり、亦た唯上の好む所、下必ず甚しきものあり、則ち其の風を移し俗を易ふ、置郵命を傳ふるよりも疾し、諸此の如きの類、恥づべくして愧ぢず、惡むべくして憎まず、士氣の衰ふる窮まれり、夫れ士忠信に非らざれば則ち以て政に與かるべからず、廉恥に非らざれば則ち以て事を處すべからず、此の四者は志、以て之を固うし、氣、以て之を達す、若し志氣兩ながら衰ふれば、則ち皮の存せざる毛將た何くに属かん、果して此の如くならんか、假りに其をして才あり藝あり、文るに衣冠を以てせしむるも、而かも唯是れ優孟のみ、何を以て君子ごなさん、何を以て

◎滑は狡猾、眞は善真なり、  
◎巫醫はカシナギクスシなり  
◎百工は諸の材器を製作する  
◎藝術は文藝界のこと、

◎妙年は少年に同じ、

◎叔世は漢季の世なり、  
◎拔擢は衆人より引出し用ふるなり、  
◎突葉累世に同じ、  
◎桎梏は、てかさ、あしかざにて拘束せらるるないふ、  
◎蘿は蘿奥にて秘密なるここと、  
◎蓼々はサビシキなり、  
◎蓼々は無能にして宣諭を食むことなり、  
◎布衣は庶人の服、韁帶は貧賤の士なり、  
◎屠龍の術は龍を屠るの業なり無用の技なり、  
◎彫蟲の事とは文をあるに徒に字句に拘泥して小刀細工をなすこと、  
◎宇宙は上下四方、天地の間又は無限の時間にもいふ、

(◎比肩接踵はかたならべく  
びすをつらむることにて前後  
相づぐなり。  
◎墓門主賣は貴賤の人の住居  
ないふ。  
◎駕鷲は才氣の卓異なること  
冀北は良馬の產地にして伯  
樂は良馬を相する名人なり。  
◎燕王云々昭王賢者を招く郭  
隗曰く昔し死馬の骨を賣ひた  
る君より後一年を経ざるに眞  
馬至れり故に先づ隗を用ひら  
れよ。王重くこれを任用さる此  
に至れり。大  
◎影響とは影の形に従ふが如  
く響の聲に應ずるが如く速に  
來り與みするをいふ。  
◎科舉の法學術の試験を行ひ  
其の科目によりて高下の次第  
を定むるをいふ。  
◎高下の次第

ある、墓門主賣、寧ろ傲慢豪邁の才なからんや、而して唯是れ  
冀北の群、未だ曾つて伯樂の一顧に遇はず、則ち慷慨悲歌、徒ら  
に岩穴草莽の中に憤死する者、亦た幾許人うや、昔者燕王郭隗の  
言を聽き、而して能く駿骨の值千金なるを信ぜり、則ち天下の賢  
士、其の徵に應ぜざる者無かりき、見るべし賢を好むの至驗は影  
響よりも疾きを、今の時こそ雖も、苟くも能く之を好むこそ燕王の  
如き者あらば、士亦た豈に其の門に造るを願はざらんや、唯夫れ  
科舉の法なく、能者をして屈して伸びず、不能者をして強て欲せ  
ざるの事を爲さしめ、而して責むるに其の人無きを以てするもの  
は何うや、是れ特に國家に益なき者を揚げ、而して天下に用ある  
者を抑ふ、曷んう以て士を勧むるの道ごなさんや、亦た曷んう以  
て民を安んずるの道ごなさんや。

柳子曰、農工商賈此之謂民之良、所謂良者、利用厚生、相輔相養、以有益於  
國家者也、故先王立師以教之、立官以治之、愛之親之視之如子、編伍有制、  
使役有法、推以與士相齒、謂之四民、所以爲良也、若夫倡優戲子、則仰人之

利、受人之財、以悅人耳目、徒養其口腹、不能爲人衣食、存之無益於國家、不  
存無害於國家、故先王斥之、不與四民伍、戶籍相別、婚姻不通、是其視民愛  
有等親有差、類分群聚、使之各專其業、以遂其生者、仁道存焉、後世則不然、  
薰蕕同器、淄澑一流、良雜相混、戚族無分、編戶之法壞矣、先王之政歟、甚  
則倡優或受士祿、無功而富無德而貴卒至、有變其業、立服官政者、原其所  
由、無非僂幸娶寵之冀旨、故當其得意也、逞私智以欺王公、縱利欲以虐庶  
民、讒諂面諛、暴戾誣罔、適賊夫良家之子、豈可不悲乎、且士之輕薄者、每與  
倡優之徒居、數入雜戲之場、日見其冶容、而聞其婉言、則謂人材無彼若者、  
耽美耽慕、遂失廉耻之心、便佞口給、唯優之倣、久而化之、則士氣爲之萎落、  
鄙俚猥雜、以釀成宣淫之俗矣、况優伎之操音、非淫哇則殺伐、奪人心志、盜  
人情性、其傷中和之德、不特媿與斧斤乎、即今之士大夫亦不徒聽其音視、  
其容動學其伎、習其曲、甚有至於郊廟朝廷祭祀典禮用之以易韶武、王侯  
舞之卿相奏之、稱美善盡于此也、觀其爲音也、無節無制、聲律不愜、宮商無  
序、非和非應、相喚相叫、曾鳥啼猿嘯之不若也、舞則不文不武、進退無法、周  
旋無度、歌則侏離缺舌、無興無趣、無景無情、託夢託妖、亦何意義之有、若其  
絲竹可和者、則繁手數節靡靡、委慢中音之言尚可聞也、斯言之鄙不可聞  
也、亦唯上之所好、下心有甚焉者、則其移風易俗疾於置郵傳命、諸如此之  
類、可耻而不愧、可惡而不憎、士氣之衰窮矣、夫士非忠信、則不可以與政、非

廉耻則不可以處事、此四者志以固之、氣以達之、若志氣兩衰、則皮之不存、毛將何屬果如此耶？假令其有才有藝文以衣冠而唯是優孟耳、何以爲君子、何以爲士大夫、是豈非編伍無法、猾良相混之弊耶？唯如巫醫百工與藝術之流、則有異焉者、何則以其爲國家之用也、夫人之於藝術、有好惡、有好惡斯有能不能其好而能焉、則妙年或稱奇異、不好而能焉、則童習白紛、奚可以誣乎？故先王之立教也、有師有官、選而舉之、登而庸之、而後天下無有遺才矣、叔世則不然、凡名一才一藝者、幸一蒙擢拔、則無間能與不能、子孫奕葉相嗣、爲一家之業、欲已而不能是以強治其事、則不以此爲桎梏者蓋鮮矣、亦奚得能窮其蘊而成其名者乎哉、後世官家寥寥乎無出奇才、而素餐居多者、職此之由、且也技藝之有嗜好、不徒如酒色、則布衣韋帶之士、破產學屠龍之術、發身習彫蟲之事者、比肩接武于宇宙之間、則其在今圭賈寧無似儂豪邁之才哉、而唯是冀北之群、未嘗遇伯樂一顧、則慨慷悲日、幕門歌徒憤死于岩穴草莽之中者、亦幾許人也、昔者燕王聽郭隗之言、而能信駿骨值千金、則天下之賢士無不應其徵者矣、可見好賢之至、驗疾於影響焉、雖今之時、苟有能好之如燕王者、士亦豈不願造其門哉、唯夫無科舉之法、而使能者屈而不伸、不能者強爲不欲之事、而責以無其人者何耶、是特揚無益于國家者、而抑有用子天下者、曷以爲勑士之道、亦曷以爲安民之道也。

## 安民第九

(◎變籠二字ともにカゴなり)

柳子曰く、魚の池に在るや、江海を思はざるはなく、鳥の樊籠に在るや、山林を思はざるはなし、是れ佗なし、皆自ら安んずる所なり、即ち民の天下に於けるも、亦た然らざらんや、先王其の然るを知る、之を見るこそ子の如く、之を愛すること手足の如し、故に其の安んずべきを爲し、而して民之を安んじ、其の樂しむべきを爲し而して民之を樂しむ、其れ既に安く、又既に樂し、是を以て民の先王を視る、亦た猶其の父母を視るが如く、孰れか其の仁に歸せざる者あらんや、詩に云ふ豈悌の君子は民の父母也、今夫れ浮屠の教たるや、曰く、生きて善を爲す者は、死して樂地に入り、百福並び臻る、其の惡を爲す者は、則ち地獄に墮ち、苦惱窮りなしこ、苟も其の説を聞く者は、駭々乎ごして其の善に勸まさるはなく、愀々乎ごして其の惡に懲りざるはなし、是れ他なし、其の安んずる所を得んご欲すればなり、夫れ天堂ご地獄ご親しく

(◎懲悌は樂易の義ヤハラギダノシムニコ、樂地は極樂世界なり一に安養又安樂とも譯す、蓮華藏世界ノ地獄は極樂世界なり一に安養又安樂とも譯す、蓮華藏世界ノ地獄、亡者の苦責を受くる處なり、等活、懲懲、合會、呼喚、大叫喚、焦熱、大焦熱、府こもいふ、駄馬の行く貌なり、懲は容色の變するないふ、天堂は前の樂地ご同し、

見たる處にあらず、而して必ず到る地にあらざるなり、尙且つ其の安樂を聞けば則ち之を喜び、其の苦惱を聞けば則ち之を懼る。豈徒之を喜懼するのみならんや、甚しきは則ち妻子を捨て貨財を舍て、饑寒を患へず、斧鎗を怖れず、死を視ること歸れるが如く、唯其の過かならざるを之れ憂ふ、是れ亦た他なし、生きて此の如くなされば死して安からざればなり、必ず得べからざるの安を以て、忍ぶべからざるの欲を断つ、諸を魚鳥の海山を思ふに比する豈に亦た甚しからずや、且つ人免るべからざるの患ニ、雪ぐべからざるの恥ニあれば、則ち必ず曰ん死するに若かざるなりニ、凶年飢歲には、走りて溝壑に赴く者、免るべからざる患を避くるなり、敗軍の將、刀を引きて自決する者、雪ぐべからざる恥を知ればなり、此を以て之を觀るに、安危苦樂の身に切なるや、死生よりも甚し、今天下の諸侯、國其政を同ふせず、人其俗を同ふせず而して不學無術の徒、目前の近利に徇ひ、經久の遠圖を忘れ、賦歛省かず、刑罰措かず、法令常なく、賞罰中を失ふ、則ち民寧處に違あらず、此を去れば彼に就き、彼を出れば此に入る、悔々

こして唯其れ免れんことを之れ求む、是を以て四方の國、亡命して跡を滅す者少からず、而して土着の風變り、群衆の俗興る、仲尼の言に曰く、之を道くに徳を以てし、之を齊ふするに禮を以てすれば恥ありて且つ格す、之を道くに政を以てし、之を齊ふするに刑を以てすれば、民免れて恥なし、又た曰く君子は徳を懷ひ、小人は土を懷ひ、君子は刑を懷ひ、小人は惠を懷ふ、苟も民を憂ふる心あらば亦た盍んぞ之が處を爲さるか、あく、今の刑を用ふる、先王の法に由らずと雖も、而も其の刑に處し罪を論する、必らずしも當らずとせざるなり、磔、梶、火刑の如きに至りては、則蟹夷の爲す所、之に加ふるに族滅を以てす、而も酷極れり、故に一家を燔けば、則ち身既に灰ぜられ、一禽を殺せば、則ち吾未だ其何を放逐を削り、籍没死一等を減するは、則ち寛に似て實は太だ酷なり、是れ唯割據の遺を承け、苟且の策を立つる者、要する

①春は空なり、一族を空盡す  
②長陵は、漢代天子の墓なり  
③手にて拂ふこと、少量の義なり  
④遠は遠風なり  
⑤割據は群雄割據の時代なり

に統一の制にあらざるなり、即ち重罪過惡の者、左に逐へば右に入り、前に放てば後に居る、則ち之を懲らす。雖も、無産無業、其身を如何ともすべからず、則ち窃盜劫掠、一に己むを得ざるに出づ、是れ奚んぞ其禍を除くにあらんや、假りに其をして禁錮身を處く所なからしめば、則絞斬即死の愈れるに若かざるなり、夫れ然り、則ち窮者日に多くして仁及ばず、賊者日衆くして刑及ばず、既に其安んずべきに安んぜず、又其懼るべきに懼れず、必ず窺窓の徒あるに至らん、且つ今天下の士民、固より其君を愛せざるにあらざるなり、又其上を懷はざるにあらざるなり、然れども苟も其職に安んぜざれば則ち或は奇邪の行を爲し、其業に安んぜざれば、則變じて末利の計を爲す、彼皆此の安からざるを厭ひ、而して彼の安んずべきを見るが故なり、諸を火の燥に就き、水の濕に就くに譬ふ、其れ曷んぞ拒むべけんや、若し彼の安んずべきを以て此の安からざるに易へば、則必ず然らざらん、之を安んずるの道いかん、曰く、今の政をなす者、概ね皆聚歛附益の徒、其禍を蒙る者、獨農を甚しこなす、若し能く循廉の吏を用ひ、

(◎未利、古は農を本業さし商工のマサケなり)  
(◎火の燥に就き云々同聲相應じ同氣相求む、水は濕に流れ火は燥に就く、古語なり各々其類に從ふない)  
(◎聚歛は重税を取めて民を苦しむること、  
附益は附け加ふること、

農桑の利を奪ふことなくば則天下の食足る、天下食足りて而して後民其業に安んぜん、又循廉の吏を用ひ、商賈の利を繼にするこなくば、則天下の財足る、天下財足りて而して後士其職に安んぜん、士安ければ則國強く、民安ければ則國富む、國強く且つ富む天下の福なり、夫れ然して後、禮樂興すべきなり、賞罰明らかにすべきなり、是れ之を民を安んずるの道と謂ひ、是れ之を長久の策と謂ふなり。

柳子曰、魚之在池也、無不思江海焉、鳥之在樊籠也、無不思山林焉、是無它、皆其所自安也、即民之於天下、不亦然乎、先王知其然視之如子、愛之如手足、故爲其可安而民安之、爲其可樂而民樂之、其既安矣、又旣樂矣、是以民之視先王亦猶視其父母、孰不歸其仁者也哉、詩云、豈惟君子、民之父母、今夫浮屠之爲教也、曰生爲善者死入樂地、百福並臻其爲惡者則墮地獄、苦惱無窮、苟聽其說者、駭駭乎無不勸其善矣、愀愀乎無不懲其惡矣、是亦無它、欲得其所安也、夫天堂與地獄、非親見處、而非必到地也、尚且聞其安樂則喜之、聞其苦惱則懼之、豈徒喜懼之已哉、甚焉則舍妻子、舍貨財、不患饑寒、不怖斧鎗、視死如歸、唯其不適之憂是亦無它、生不如此則死不安也、以

不必可得之安，斷不可忍之欲，比諸魚鳥之思海山，豈不亦甚耶？且人有不可免之患，與不可雪之耻，則必曰：不若死也。凶年飢歲，走而赴溝壑者，避不可免之患也；敗軍之將，引刀而自決者，知不可雪之耻也。以此觀之，安、危、苦樂之切於身也，甚於死生矣。今天下之諸侯國不同其政，人不同其俗，而學無術之徒，徇目前之近利，而忘經久之遠圖，賦斂不省，刑罰不措，法令無常，賞罰失中，則民不遑寧處，去此就彼，出彼入此，恂恂唯其免之求，是以四方之國亡命滅跡者不少。而土著之風變，群聚之俗興矣。仲尼之言曰：道之以德，齊之以禮，有耻且格。道之以政，齊之以刑，民免而無耻。又曰：君子懷德，小人懷土；君子懷刑，小人懷惠。苟有憂民之心，亦盍爲之處耶？嗟夫！今之用刑，雖不由先王之法，而其處刑論罪，不必爲不當也。至如磔梟火刑，則蠻夷之所爲，加之以族滅，而酷極矣。故燔一家，則身既灰殞，一禽則族頓赤，有若盜長陵一抔之土，則吾未知其何以加之也。雖然，死一而已。日減其口，月損其戶，而國受其弊，則已。若夫放逐削跡，籍沒滅死一等，則似寬而實太酷也。是唯承割據之遺，而立苟且之策者，要非統一之制也。即重罪過惡者，逐於左，入於右，放於前，居於後，雖則懲之乎，無產無業，不可如其身何，則竊盜劫掠，一出于不得已也。是奚在除其禍哉？假令其禁錮無所處身，則不若絞斬即死之愈矣。夫然則窮者日多，而仁不及，賊者日衆，而刑不及，既不安其可安，又不懼其可懼，必至有窺竊之徒矣。且今天下之士與民，固非不愛其君，謂長久之策也。

## 守業第十

柳子曰：夫れ民の業に居るや、父子相承け、世々變ぜず、各々其土に安んじ、各々其事を治むる者は、先王の治なり、是を以て上古の民能く其道を知り、而して其業に力む、食此を以て足り、器此を以て堅く、財此を以て通す、之を用ふる者損なく、之を爲す者乏しからず、季世は則然らず、士の祿は農の利に如かず、農の利は工商の富に如かず、工商は巫醫に如かず、巫醫は浮屠に如

封疆は領域の如し、  
幾何は數學中の一名目、点  
線、角度、面積、体積等に就  
きて、互に比較する法なり。  
外道は我が行ふ道と異なる  
道をいふ。  
波タは速かるを思ふこと  
來船は未経の説未は船の柄  
紹はその頭にある金なり。  
噠縛は山鳥の勇敢なるにあ  
かりて其毛を飾りさる武  
士の冠なり。  
息心の侶は僧をいふ。  
飛閣は非常に高きタカドノ  
なり。  
駒は一乗の車に馬四頭をつ  
けたるいふ。  
絡繹は往来たゞざるなり。  
肩摩は駆撃人や車の雜沓する  
ないふ。  
假子は幼子なり。  
熊徂工は猿狽などを使ふ  
野師なり。  
堵壻は土手ないふ。  
女覗は男にして共に神  
を祭る人なり。  
符章は御札賣なり。  
貢はミツキモノ征は力、リ  
モノの制度には異言をなし異  
股を着たる者な禁ぜしそあれ  
波斯國は金、銀、錫石、水精  
異質を出し、大錦、細錦、毛織  
物を産す。善馬多し。

かず、而して俳優倡伎、別に一封彊を得、幾何、外道、更に一乾  
坤を開く、即ち民の汲々乎として、就れか能く其業を修め、其事  
態を羨み、息心の侶、或は耶穌の教を奉す、彼其の庸夫固より是  
非の辨を知らず、亦奚も其邪正を問ふに違あらんや、此に居れ  
ば則危く、彼に入れば則安く、此を爲せば則窮し、彼を爲せば則  
達す、利を見て進み、害を見て退くは衆人の情なり、即今俗吏  
何を以て能く禁ぜん、且や、通都大邑に處る、邸第官舍、甍を連  
ね城を繞り、飛閣天に接し、卿相居り、侯伯朝す、結駕連騎、絡  
繹として斷はず、轂擊肩摩、襟袂幕をなす、俳優雜劇舞伎假子の  
屬より、以て使態狙工、支離盲聾の徒に至るまで、祝る者堵壻の  
如く、巫覗符章、浮屠念誦、乞ふ者は踵を接き、求むる者は趾を  
重ぬ、稽を積むこそ山の如く、賽錢土の如し、之に居る者は貢せ  
ず、之を賣る者は征せず、異服を之れ識らず、異言を之れ察せず、  
市に波斯の觀を縱にし、府に金帛の美を積み、茶肆、酒肆、簷を

壇はナマケサなり蠍の臭を  
かぎて聚り集まるが如きをい  
ふ、  
歩は土地を丈量する人の  
左右の足をあげて歩みたる長  
さをいふ、  
鉢萬は萬々といふに同じ、  
寶玉は驕奢の甚しきをい  
ふ、  
行役は人民を強制して公用  
に使ふこと、  
古云々後漢王符の潛大論  
にあり、  
無聊安など樂まさるをいふ  
疊か輪の城に登る云々は農  
民一揆を起し強訴するもの、  
董穀は天子の車をいふ故に  
都を董穀の下といへり、

接し地に青草なき者、方數十里、是を以て天下の民、鄉を云り國  
を去り、競ふて之に歸く者、猶蟻の壇に著くが如く、日に其數を  
知らず、則人益々多くして土益々狭し、城闕の外、率ね歩一人を  
容れず、是れ皆末を逐ひ利に侔むの徒のみ、其耕織して本を務む  
るの民に至りては、則概ね聞ふるなし、是故に都下の衣食を給す  
る、日に鉢萬を盡くす、金を餐ひ玉を薪にす、猶以て慊らずこな  
す、乃ち關外四野の民、千里に輸運し、力を盡し財を竭し、行役  
數歲、田蕪れ野荒る、夫は其鋤を廢し、婦は其機を罷め、唯末  
を之れ逐ひ、唯利を之れ求む、亦た何う其妻孥を恤ふるに暇あら  
んや、古人言へるこゝあり、曰く「夫耕されば、則ち天下其饑  
を受くる者あり、一婦織されば、則ち天下其寒を受くる者あり、  
乃ち窮民の無聊なる者、或は異術を挿み、愚人を眩惑し、或は憤  
怒激發、正長を劫掠し、甚しきは則壘を踰し城に登り、逼りて其  
主に訴ふる者あり、亦た皆之を爲せば則ち得、爲さざれば唯失  
ふ故のみ、今の俗吏の如き、生れて輦轂の下に在り、唯此富足  
を見て、未だ彼窮乏を知らず、輒ち曰く、古今の盛世なり、天下

◎泰否は安泰なるご然らざるなり、

◎矛は長柄の兵器、戟は枝ある兵器、兵にかこなり、

◎瓦合は被れ瓦の相合ひたる如きないふ聚め合はずとも齊しからざるなり、

◎刀鋸は刑具なり一旦罪せられし人ないふ、

◎口を糊すは寄食なり、

◎緩急は危急の場合をいふ、

◎四表は四方の外なり、

◎王道仁徳を以て下を治むる道なり、

◎藩々は廣大なるこそ、

治むる之を平ごいふ、豈に偏なく黨なきの謂にあらずや、今の政を爲す者、其れ蕩々たるか、其れ平々たるか。

柳子曰夫民之居業也父子相承世世不變各安其土各治其事者先王之治也是以上古之民能知其道而力其業食以此足器以此堅財以此通用之者無損爲之者不乏季世則不然士之祿不如農之利農之利不如工商之富工商不如巫醫巫醫不如浮屠而俳優倡伎別得一封疆幾何外道更開一乾坤即民之汲汲乎孰能修其業而守其事者哉逐利而走隨欲而發昨荷來耜今則販鬻朝執爐燭夕則咒咀鶻冠之士忽羨倡優之態息心之侶或奉耶蘇之教彼其庸夫固不知是非之辨亦奚遑問其邪正哉居此則危入彼則安爲此則窮爲彼則達見利而進見害而退衆人之情也即今之俗吏何以能禁焉且也處通都大邑邸第官舍連甍繞城飛閣接天卿相居焉侯伯朝焉結駕連騎絡繹不斷轂擊肩摩襟袂爲幕自俳優雜劇舞伎儂子之屬以至于使熊狙工支離盲聾之徒視者如堵牆巫覡符章浮屠念誦乞者接踵求者累趾積糲如山賽錢如土居之者不貢賣之者不征異服之不識異言之不察市縱波斯之觀府積金帛之美茶肆酒肆接齋地無青草者方數十里是以天下之民去鄉去國競而歸之者猶蟻之著殖民不知其數則人益多而土益狹城闕之外率步不容一人是皆逐末伴利之徒耳至

其耕織務本之民、則概乎無聞矣。是故都下之給衣食、日盡鉅萬、餐金薪玉、猶且以爲慊焉。乃關外四野之民、輸運千里、盡力竭財、行役數歲、田蕪野荒、夫廢其効、婦罷其機、唯末之逐、唯利之求、亦何暇恤其妻孥哉。古人有言曰、一夫不耕、則天下有受其饑者；一婦不織、則天下有受其寒者。乃窮民之無聊者、或挾異術、眩惑愚人、或憤怒激發、劫掠正長、甚則有踰壘登城逼訴其主者、亦皆爲之則得、不爲則失。故耳。如今之俗吏、生在輦轂之下、唯見此富足、而未知彼窮乏。輒曰：古今之盛世也。天下之美土也。殊不知陰陽泰否、變易不定、益乎此則損乎彼。天地之至理爾。一旦有不測之難、而旌旗掩目、金鼓駭耳、矛戟當前、矢石接後、即騎卒並奮、而水火乘之乎、不知其將出何謀也。拒之者吏士、禦之者卒徒、亦皆群聚瓦合之兵、進退唯見厥利、則揮攘而走、負旗而遁、固可以前知也。况士人之所使、奴隸與夫之賤者、亡命無賴、無恩無義、或出刀鋸之餘、備力糊口、寄寓爲生者、尙何望爲其曲制哉。以此爲緩急可使者、不亦愚之甚耶。是皆見一時之小利、而不慮後患、人窮民憂、而培養禍根者爾。故古之治天下者、務平其利、務贍其窮、廣及四國、推達四表、而後民安其土、人專其業。是以世長清平、而國日富庶矣。書曰：無偏無黨、王道蕩蕩、無黨無偏。王道平平、治民之謂蕩、治國之謂平。豈非無偏無黨之謂耶。今之爲政者、其爲蕩蕩乎、其爲平乎。

## 通貨第十一

柳子曰く、食を足すの道、農事を勧むより先なるなし、而して貨を通ずるの計、物價を平にするより先なるはなし、税歛を厚ふせざれば則農勤み、商利を縦にせざれば則價平かなり、古の時帝王能く其農を勸む、故に夏は五十にして貢し、殷は七十にして助し、周は百畝にして徹す、制や異なりと雖も、而も其實は皆什が一のみ、後世乃ち租調の法あり、率ね亦た什に一二を稅す、賢人君子尙且つ以て古道に若かずと爲す、其價を平にする者、周官に司市、質塵、賈師、泉府の職、塩鐵茶馬の征あり、奕世議を置かざるはなし、輓近以來、邦國の租、或は什に五六を收め、加ふるに調ご庸こを以てす、則稼穡の力卒に其費を償ふ能はず、是を以て田野日に荒れ農事日に怠る、怠れば斯に窮し、窮すれば斯に溢す、溢すれば斯に軼す、軼して復らざれば、則年穀登らず、而して食足らず、唯夫れ商賈は則然らず、價賤しければ居き、價貴ければ廢するなり、廢居已に在り、而して利掇るが如し、且つ大商の人を食ふ、動も

(◎廢居は品物を貿易して利を占むるをいふとは廢置する所あり、或は居蓄する所あり、邑中に居き以て時に乗じて利を射るなり)

(◎司市、以下は周官に載せたる官制なり)

◎徒手は空手なり、  
◎舉止は行止に同し、  
凡百は據ぶる辭なり、  
◎纏はナリバム形はエルなり  
◎府庫共にグラなり、娥眉皎齒、容あり  
◎蛾眉皎より出でたる蝶の如き眉なり、  
皓は白きなり、  
◎皓は高く重なるこそ、  
◎委積は積み重なるこそ、

◎狡猾は小兒詐り多きないふ  
◎狡猾は我心を以て推量する  
◎封君は封土を有せるもの、  
◎鐵繩は、にしきぬひさり繩  
繩は、あやあるきぬひさり繩  
繩は、經く柔らかなるないふ  
◎膏は肥肉糞は美穀なり、  
膏は肥肉糞は美穀なり、

すれば千百に至る、奴隸臧獲、帛を衣肉を食ひ、徒手肆に居る、  
舉止亦た何の勞か之れあらん、况んや其用ふる所、凡百の器玩、  
鏤金彫玉、貳なく双なき者府に實ち庫に充つ、娥眉皎齒、容あり  
姿ある者、坐に満ち席に盈つ、其餘金帛藏して發せず、納めて出  
さず、倚疊山の如く、委積丘の如し、地を買ひ宅を買ひ、一夫或  
は千戸を私す、房を賣り舍を貸し、一人或は鉅萬を占む、之に居  
る者厭はず、而して之を置く者損せず、故に一商の廢居、輒ち一  
國の入を傾く、狡猾の才、揣摩の術、禁なく制なく、唯、其欲する所  
なり、則其富幾んご封君と相抗す、故に天下の異樹珍禽、絕世奇  
怪の物、皆之に歸し、錦繡綺縞、華美輕軟の物、皆之に歸し、珠  
玉之に歸し、金鐵之に歸し、膏梁肥肉之に歸し、美果旨酒之に歸  
し、巫醫工匠之に歸し、俳優雜伎百爾の技藝者、亦皆之に歸す、  
夫れ然らば則天下の貨、之れが爲めに足らず、而して財之れが爲  
めに通せず、是を以て古錦の美なる者、方寸或は千金に値ひす、  
刀劍は譚と解して可ならん  
枚は物を數ふるに言ふ語なり、  
枚は物を數ふるに言ふ語なり、

◎五土の利、五土とは一に山  
林、二に川澤、三に丘陵、四  
に墳塋、五に原隰なり、  
◎墳塋の端は山の嶺なり倪は  
水涯なり、本末終始を知らざる  
をいふ、  
◎矜寡は無寡と同し、

趨衣服器玩のみ然りこ爲んや、薪芻魚鹽、五土の利、鍛冶、陶鑄、  
百工の事に至るまで、一に商旅の占むる所となり、物價騰躍して  
端倪すべからず、而して天下の幣、悉く市鄺の間に集まる、故に  
今之世、公侯百里の國、以て其孤獨を恤むに足らず、卿相萬戸の  
封、以て其矜寡を憐むに足らず、大夫以て其家事を治むるに足ら  
ざれば則之を商賈に假る、一歳の息、或は其母に倍蓰し、衣を賒  
り財を典し及び妻孥を質こなす者あり、天下の不利孰れか大なら  
ん、此の時に當り、俗吏の政を爲す、群議終日、卒に一策を得る能  
はず、徒に聚斂附益を務む、此を取り彼を忘れ、忽々として東西に  
奔走し曾つて一賈豎を制すること能はず、亦何う一朝の食に益あ  
らんや、然らば則之をいかん、曰く、商は天下の賤民なり、天下  
の賤民にして、天下の豪富に居て、肥を食ひ輕を衣る、固より其  
所にあらざるなり、而かも縱まくに天下の財を廢居し、天下の貨  
を出納す、罪亦た大ならずや、何んぞ其官を建て、其法を立て、  
之をして農と共に食み、工と共に居らしめ、凡百の玩好、一切之  
をも急遽なりあわづるこ

を禁じ、高閣重門、一切之を止め、從はざる者は之を刑し、改めざる者は之を罰せざる、之を賣る者は多く、之を買ふ者は少く、則居る所の者必ず廢し、聚る所の者必ず散じ、散する者多ければ售れず、售れざれば必ず其價を減ぜん、而して後能く其真質を辨じ、能く其精粗を明らかにし、利多き者は之を征し、多く蓄ふる者之を賦し、此の如くなれば則物價自ら平かにして、貨財自ら通ぜん、且つ其農を治むる者、豈に田は必ず百畝、稅は必ず什が一にして、而して後に薄せんや、叔世之れが法を立つるに、上は石に四斗を稅し、中は石に三斗五升を稅し、下は石に三斗を稅す、率ね以て常こなす、若くは豐儉を計りて之を收む、其今の時に於ける、甚だ厚しこせず、然れども數十年來の如き、窮民或は培養に給らず、而して田蕪れ野荒る、其得る所、什已に二三を減ず、而して吏の檢するころこ剔抜幾んど盡く、則諸を勝國の時に比すれば、損する所既に其半を過ぐ、且つ地の肥瘠、常ある者の如き、亦た未だ必しも人力に由らずんばあらず、而も加ふるに水旱の災を以てす、則古の所謂膏腴も確確の地に若かざる者あらん、况ん

◎剥抜、剥は骨を解くこと抜  
は挑なりくり出すをいふ、抜

や民力の加ふる所、薄賦の田に専らにして、而して租稅の増す所、偏に豐穰の地にあり、則今の田を賣るに、上者は下者に如かず、乃其之を買ふ者も亦た唯其下者を擇びて、其の上者を求めず、夫れ田の上下あるや、必ず其入る所の多少を分つ、而して今或は之に反す、吾未だ其何故なるを知らざるなり、若し今其溝洫を更正し、上下の等を改定し、因て數歳の入を計り、以て租調の法こなし、計吏をして私智を逞うすることを得ざらしめば、則民業必ず

安く、而して農事必らず舉らん、是れ其食を足し財を通ずるの道のみ、然らば則天下の大利寧ろ此に止まるのみなるか、曰く否な、然らず、今天下の士大夫、請に託し官を得、賂を納れて貴を取る、則饗養の族、廟堂の上に盤桓し、貪賺の俗、輩轂の下に羅織す、故に士庶人の贊、或は一家の產を破り、卿大夫の贈、率ね一歳の俸を傾く、之を贈る者多くして、之を酬ゆる者寡く、則貨皆威權の門に聚る、乃ち士大夫の其身を立てんと欲する者、十室の邑、擔石の俸、奚う以て其妻孥を養ふに足らんや、是を以て其仕進に志す者、唯其富を欲し、其利を羨む、貪慕の情、一たび萌して

◎贊養は飲食財貨を貰ること  
◎貪賺はムサカリスカヌスなり  
◎羅織とは罪なき者を難にかけ  
て其罪を織り成すをいふ、  
◎賛は曾見に執れる禮物なり  
◎贈は財物を送與するこ

廉恥の心罷む、其教化に害ある者一なり、又其權貴に居る者、必しも欲なくんばあらず、而して之に贈る者、必しも辭なくんばあらず、則已むを得ずして之を受く、數々贈り數々受くるに及んでは、則必ず回護なき能はず、而して之を薦め之を擧ぐ、必ずしも其賢愚を問はず、是れ名は人を選ぶと稱して而も實は官を賣るものこなす、其政事に害ある者一なり、且つ士大夫の官にある者、己れ賂を以て之を得たり、則其人に於ける、亦た必ず然らざる無能はず、故に善く賂ふ者は之を好みし、善く之を賂はざる者は之を惡む、宦官宮妾、之に乗じて以て其利を貪り、以て其欲を達し、忠信の士退き、而貪墨の俗進む、是れ其風俗に害ある三なり、事を求むる者、唯彼の欲に乘じ、之に啖はしめ以て己の事を済す、則權勢の家、轍の迹絶はず、而して罷官の門、雀羅設くべし、是れ其人情に害ある四なり、權勢の家、其臣妾の寵ある者、固より論なきのみ、僮僕奴婢の屬に至るまで、亦皆其の私を受けて其財を富ます、肉を食ひ帛を衣、逸居終歲、奢侈其分を過ぐ、是れ其制令に害ある五なり、五つの者皆天下の事に害あり、而して財之

- ◎官宦は宮中の奥向の小吏一  
に閑官ともいふ、  
◎貪墨とは不潔なる欲を貪り敗を取りし吏なり、  
◎逃居は、なまけて暮すこそ、  
◎轍の迹絶はざるは訪客多ければなり、  
◎罷官云々は官を辞したる人の宅へは訪客なく門前に糞の網を張るべしといふこそ、

- ◎聘は訪問するこそ幣は幣物  
なり、  
◎問は訪問遠は贈送なり、

- ◎打算は數ふるこそ安の姦臣  
賈似道打算費用の法を行ひし  
こそあり、

- ◎菜色は人の飢いたる色ない  
ふ、  
◎餓莩は餓死する者を莩とい  
ふ、  
◎軒輊は輕重上下なきないふ

が爲めに通せず、貸之が爲めに足らず、豈に禁せざるべけんや、切に望む公侯以下の常制を立て、聘幣數あり、問遣禮を以てし、饗養の族を却け、貪墨の俗を移し、犯す者は之を刑し、違ふ者は之を罰せば、則高貴なる者必ず廉に、而して卑賤者必ず直からん、夫然して後公侯能く其社稷を守り、卿大夫能く其祿位を保ち、士利なり、俗吏の計、此に出でず一切打算費用の法を行ひ、朝を汚し士を渙し、濫りに民ニ利を争ひ上は勢利の人附し、下は制を賈豎に受け、天下の財をして日に通せず、食をして日に足らざらしむ、而して身自ら窮する者、至愚と謂ふべし、客政事を議す者あり、曰く財を通じ食を足すの道、既に命を聞くことを得たり、敢て敬從せざらんや、唯夫れ物の貴賤ある、必しも多寡に由らざるが如し、然れども古者米石に一二兩、尙且つ以て太貴と爲さず、餓莩あり、敢て問ふ其故何ぞや、曰く是亦た知り易きのみ、夫れ食貨の軒輊ある、猶權と衡との如きか、多ければ則賤く、寡けれ

◎腹脂はあぶづきで肥れた  
◎紅腐は米が古くなりて紅く  
腐る  
◎委積委は少しあく積むを委さ  
いひ多く積むを積といふ  
◎常平倉、穀物の價値ときは  
利を増して買上げて農民を  
以て貧民を救ひ飢餓をして常  
に平均を得しむる爲に設けた  
◎居然は坐して動かさない  
ふ、  
◎糲穀を買ふを糲といひ賣  
るを糲といふ

は則貴し、理の必ず然るところ、而して且つ之に反する者は、抑  
も亦說あり、今年穀の登らざる、將に古に倍せんこす、是を以て  
死者亂麻の如く、而して錢貨の通ぜざる、亦た且つ古に三倍す、  
輕く然らしむるにあらざるか、况んや吏の貪墨なる、力めて民の  
腴脂を竊み、強て國家の用を爲す、貨を貴び食を賤しみ、日に錢  
財を蓄積す、則紅腐の米、徒に富商驕奢の資こ爲る、委積の財、  
曾て窮民一朝の食に給せず、此の時に當り、常平義倉の法ありご  
雖も、何を以て得て之を行はんや、居然として其斃るくを待つ者  
歎くべく慨むべき斯より甚しこ爲すはなし、是豈に特に民のみ然  
りこせんや、士の俸祿を受くる者、亦唯糲きに糲し、貴きに糲し、  
出入経費、徒に商賈の利こなる、則一歳の入、卒に他人の有こ爲  
る、是れ豈に天地の自然ならんや、財貨の通ぜざる、抑も亦た人  
爲の然らしむるなり、之を久ふして變ぜず、聚歛云に盡るに至る、  
則石一錢に直ひせず、亦猶以て饑歲こ爲す、是れ豊儉に關せざる  
者なり、是貴賤に繇らざる者なり、是れ其食貨の政なかる可らざ  
る所以なり。

柳子曰、足食之道莫先於勸農事、而通貨之計莫先於平物價焉、不厚稅歛  
則農勤矣、不縱商利則價平矣、古之時帝王能勸其農、故夏五十而貢、殷七十  
而助、周百畝而徵、制乎雖異、而其實皆什一而已、後世乃有租調之法、率  
亦什稅一二、賢人君子尙且以爲不若古道也、其平價者、周官有司市質廩  
賈師泉府之職、鹽鐵茶馬之征、奕世莫不置議矣、較近以來邦國之租、或什  
收五六加以調與庸、則稼穡之力卒不能償其費、是以田野日荒、農事日怠、  
息斯窮、窮斯濫、濫斯軼、軼而不復則年穀不登、而食不足矣、唯夫商賈則不  
然、價賤則居、價貴則廢、廢居在已、而利如掇矣、且大商之食人、動至千百、奴  
隸臧獲、衣帛食肉、徒手居肆、舉止亦何勞之有、況其所用凡百器玩、鍍金形  
玉、無貳無雙者、實府充庫、娥眉皎齒、有容有姿者、滿坐盈席、其餘金帛、藏而不  
發、納而出、倚疊如山、委積如丘、買地買宅、一夫或私千戶、賣房賃舍、一  
人或占鉅萬、居之者不厭、而置之者無損、故一商廢居輒傾、一國之入、狡猾  
之才、揣摩之術、無禁無制、唯其所欲也、則其富幾與封君相抗、故天下之異  
樹珍禽、絕世奇怪之物、皆歸之、錦繡綺繪、華美輕軟之物、皆歸之、珠玉歸之、  
金鐵歸之、膏梁肥肉歸之、美果旨酒歸之、巫醫工匠歸之、俳優雜伎百爾技  
藝者、亦皆歸之、夫然則天下之貨爲之不足、而財爲之不通矣、是以當世古

錦之美者，方寸或值千金。刀鑄之精者，一枚或當萬石。故士之有祿秩者，終身不能服其美，而累世不能用其精焉。豈衣服器玩爲然哉？薪葛魚鹽，五土之利，至於鍛冶陶鑄百工之事，一爲商旅所占，則物價騰躍不可端倪。而天下之幣悉集于市鄺之間矣。故今之世，公侯百里之國不足以恤其孤獨也。卿相萬戶之封，不足以憐其矜寡也。大夫不足以治其家事也。士不足以養其妻孥也。農工皆不足以償其債也。不足則假之商賈，一歲之息，或倍蓰其母至有賒衣典財及妻孥爲質者。天下之不利孰大焉？當此之時，俗吏之爲政，群議終日，卒不能得一策，徒務聚斂附益，取此忘彼，忽忽奔走于東西，曾不得制一賈豎，亦何益於一朝之食哉？然則如之何？曰：商者天下之賤民也。天下之賤民而居天下之豪富，食肥衣輕，固非其所也。而縱廢居天下之財，出納天下之貨，罪不亦大乎？何不建其官立其法，使之與農共食，與工共居，凡百玩好，一切禁之，高閭重門，一切止之，不從者刑之，不改者罰之。賣之者多，而買之者少，則所居者必廢，而所聚者必散，散者多，則不售，不售則必減其價，而後能辨其真贗，能明其精租，多利者征之，多畜者賦之。如此，則物價自平，而貨財自通矣。且其治農者，豈田必百畝，稅必什一，而後爲薄乎？叔世立之法，上石稅四斗，中石稅三斗五升，下石稅三斗，率以爲常。若計豐儉而收之，其於今之時，不爲甚厚焉？然如數十年來，窮民或不給培養，而田蕪野荒，其所得什已減二三，而吏之所檢剔抉幾盡焉，則比諸勝國之時，所損

既過其半矣。且地之肥瘠，如有常者，亦未必不由人力而加以水旱之災，則有古之所謂膏腴不若磽確之地者。況民力之所加，專於薄賦之田，而租稅之所增，偏在豐穰之地，則今之賣田，上者不如下者，乃其買之者亦唯擇其下者，而不求其上者。夫田之有上下也，必以分其所入多少，而今或反之，吾未知其何故也。若今更正其溝洫，改定上下之等，因計數歲之入，以爲租調之法，令計吏不得逞私智，則民業必安，而農事必舉矣。是其足食通財之道爾。然則天下之大利，寧止此而已耶？曰：否不然。今天下之士大夫，託請得官，納賂取貴，則饕餮之族，盤桓于廟堂之上，貪賊之俗，羅織于釐穀之下，故士庶人之贊，或破一家之產。卿大夫之贈，率傾一歲之俸。贈之者多，而酬之者寡，則貨皆聚于威權之門矣。乃士大夫之欲立其身者，十室之邑，擔石之俸，奚足以養其妻孥哉？是以其志仕進者，唯欲其富，義其利，貪慕之情一萌，而廉耻之心罷矣。其害乎教化者一也。又其居權貴者，不必無慾，而贈之者不必無辭，則不得已而受之，及數贈數受，則不必無回護，而薦之舉之，不必問其賢愚，是名稱選人，而實爲賣官者矣。其害乎政事者二也。且士大夫之在官者，已以賂得之，則其於人，亦不能必無不然也。故善賂者好之，不善賂者惡之。宦官宮妾，乘之以貪其利，以達其欲忠信之士，退而貪墨之俗進矣。是其害乎風俗者三也。求事者唯乘彼欲，啖之以濟已事，則權勢之家，輒迹不絕，而罷官之門，雀羅可設矣。是其害乎人情者四也。權勢之家，其臣妾之

有寵者固已論已。至於僮僕奴婢之屬，亦皆受其私，而富其財，食肉衣帛，逸居終歲，奢侈過其分矣。是其害乎？制令者五也。五者皆害乎天下之事，而財爲之不通。貨爲之不足，豈可不禁乎？切望立公侯以下常制，聘幣有數，問遺以禮，却饗賚之族，移貪墨之俗。犯者刑之，違者罰之，則高貴者必廉，而卑賤者必直矣。夫然後公侯能守其社稷，卿大夫能保其祿位，士與庶人能安其身，以及其妻子。是誠天下之大利也。俗吏之計不出於此，一切行打算費用法，污朝澆士，濫與民爭利，上附勢利之人，下受制於賈賈，使天下之財日不通，食日不足，而身自窮者可謂至愚矣。客有議政事者曰：「通財足食之道既得，開命矣。敢不敬從。」唯夫物之有貴賤，如不必由多寡，然古者米石二兩，尚且不以爲太貴焉。今也價不過其半，而饑乏倍之，民有菜色，野有餓莩，敢問其故何也？曰：「是亦易知已。夫食貨之有輕重，猶權衡乎？多則賤，寡則貴，理之所必然。而且反之者，抑亦有說焉。今年穀之不登，將倍於古。是以死者如亂麻，而錢貨之不通亦且三倍於古。雖則食之不足，其數實多於貨，是非物重而權輕使然也耶？况乎吏之貪墨，力竊民之腴脂，強爲國家之用，貴貨賤食，日蓄積錢財，則紅腐之米，徒爲富商驕奢之資，委積之財，曾不給窮民一朝之食。當此時也，雖有常平義倉之良法，何以得而行之哉？居然待其斃焉者，可歎可慨。莫斯爲甚矣。是豈特民爲然哉？士之受俸祿者，亦唯耀於賤雜於貴，出入經費，徒爲商賈之利，則一歲之入卒爲他人之有矣。是豈天地之

自然哉？財貨之不通，抑亦人爲之使然也。久之不變，至於聚斂云盡，則石不直一錢，亦猶以爲饑歲，是不關豐儉者也。是不繇貴賤者，也是其食貨之所以不可無政也。

## 利害第十二

柳子曰：「政を爲すの要は、務めて其利を興し、務めて其害を除くに過ぎざるなり。利とは己れを利するの謂にあらず、天下の人をして咸く其徳を被り其利に由り、而して食足り財富み、而かも憂患する所なく、疾苦する所なからしめ、中和の教、衆庶安んすべく、仁孝の俗、比屋封すべし、夫れ之を大利といふ、其の之に反せば則害あり、害除がされば則利興らず、故に古の善く國を治むる者は、務めて利を興し、務めて害を除き、而して後民之に由る、之を興すの道いがん、曰く禮樂なり、文物なり、之を除くの道いがん、曰く政令なり、刑罰なり、夫れ此の二者は、惟君自ら率ゐ、惟君自ら戒しめ、而して後民之に從ふ、啻に君自ら率ふる。」

（中和とは人の情性の中正にして和げるこそ）

(◎) 蠶たる茲有苗云々は苗民皆迷惑にして人を侮慢し妻に自ら尊大にして正道に反き戻り常徳を敗る用舍顛倒民怨み天怒故に我爾衆士と帝の辭をうげて苗の罪を罰す。

(◎) 台小子云々は人事を以て伐つ亂なりされざ天命を以て言ふ時は天吏にして亂を舉るにあらず。

(◎) 共爾萬方云々は天が天下を以て我に附與せられた上は民の罪あるは實に君のなす所なり君の罪あるは民の致す所にあらず。犠牲はイケニヘナリ己の生命を捐て人を救ふことに用ふ

(◎) 中和の至云々中は道の體和は道の用なり至は極なり性を養ひ情を節にして其極に至れば天地も定まり、萬物も育せらるゝない。

のみならず、實に天の職を奉するなり、昔者禹自ら諸軍を率ゐ以て有苗を征す、曰く蠶たる茲の有苗、昏迷にして恭しからず、侮慢にして自ら賢もし、道に反き徳を敗る、君子野に在り、小人位に在り、民棄て、保んぜず、天之が咎を降す、肆に予爾衆士を以て、辞を奉け罪を伐つこ、又湯の桀を伐つ、乃ち誓つて曰く、台小子の敢て乱を稱ることを行ふにあらず、有夏罪多し、天命して之を殛せしむこ、湯既に夏に克ち、自ら其位を有ち、其天大に旱するに方り、則曰く其れ爾萬方罪あらば、予一人にあらん、予一人罪あらば、爾萬方を以てすることなけん、身を以て犠牲を爲すを憚からず、是皆以て其富貴を求め、其福祿を干め、其心志を安んじ、其耳目を樂しむるに非ざるなり、務めて天下の利を興し、務めて天下の害を除くのみ、古の聖君賢主孰れか其れ然らざるなり、務めて其害を除くものは、亦其道にあらざれば除かざるや、然りこ雖も務めて其利を興す者、其道にあらざれば則興らざるなり、務めて其害を除くものは、亦其道にあらざれば除かざるなり、由るべき之を道といふ、禮以て中を教へ、樂以て和を教ふ、中和の至、天地位し、萬物育す、豈に利を興すの道にあらざらん

や、惟民の蠶たる、或は其由る所を失ひ、而して禍乱自ら取る、則從つて之を罪す、是れ其害を除くの道なり、夫れ然る後其悪を懲し、而して其善を勸む、善をなす者多くして、惡をなす者寡ければ、則天下の利興る、禮樂は文の具なり、刑罰は武の事なり、文以て常を守り、武以て變を制し、文以て治を致し、武以て亂を撥む、是故に文は順にして武は逆、順にして利を興し、逆にして害を除く、順逆互に用ひ、以て能く天下を陶鑄す、善く此の道に任する者、之を德といひ、善く此の道に任せざる者、之を不徳といふ、善く此の道を知る者、之を賢といひ、善く此の道を知らざる者、之を不肖といひ、善く此の道を行ふ者、之を仁といひ、善く此の道を行はざる者、之を不仁といふ、故に所謂仁とは亦能く其利を興し、能く其害を除く者をいふなり、若夫れ世降り國衰へ、上に賢聖の君なく、下に忠良の臣なれば、則禮瀆れ樂淫ぐ、而して刑罰勝げて用ふべからず、徒に害を除くの道を知りて、而して利を興すの道を知らず、徒に變を制するを知りて、而して常を守るを知らず、徒に亂を撥むるを知りて、而して治を致すを知ら

◎克は勝ちがたきに勝なり、  
◎討は罪を言立てて討つなり、  
◎伐は罪を聲して伐つなり、

されば、又何の仁か之れあらん、又何の徳か之れあらん、是れ奚  
んぞ能く政をなすせんや、且つ夫れ刑罰は、豈特に民の非をな  
すを禁するのみならんや、苟も害を天下になす者、國君ご雖も必  
らず之を罰し、克たざれば則兵を擧げて之を討つ、故に湯の夏を  
伐ち、武の殷を伐つ、亦皆其大なる者なり、唯其天子より出づれ  
ば則道ありごなし、諸侯より出づれば則道なし、群  
之を用ひざれば則賊ごなす、向者湯武をして志徒に其害を除き、  
而して其利を興すに心からしめんか、此れ亦た爭奪已を利する  
のみ、何を以て仁ごなさんや、是故に湯武の放伐、無道の世に在  
りて、尙能く有道の事を爲さば、則此以て君ごなし、彼以て賊ご  
なす、假令ひ其群下に在りて、善く之を用ひて以て其害を除き、  
而して志其利を興すに在れば、則放伐亦た且つ以て仁ごなすべし、  
它なし、民ご志を同ふすればなり、是に由りて之を觀れば、天下  
國家に長たる者は、文ありて而して後武言ふべきなり、禮樂あり  
て而して後刑罰行ふべきなり、然らずして徒に刑ご罰ごに之れ任

ぜば、則夫の人を戕賊するにあらずして何ぞや、哀いかな、衰世  
の政をなす者、文なく武なく、禮敬並び廢し、止だ其利を興すに  
心なきのみならず、又、其害を除くに心なし、夫れ其利を興すに  
心なき者は、必ず以て自ら利す、其害を除くに心なき者は、必ず  
以て人を害ふ、人を害ひ自ら利す、虐孰れか大ならん、是を以て  
乱國の君、力めて其國を利し、以て人の國を害ふ、大夫力めて其  
家を利し以て人の家を害ふ、士力めて其身を利し以て其僚友を害  
ふ、甚しきは則君亦た自ら其身を利し、以て其民を害ふ、大夫自  
ら其身を利し以て其家を害ふ、是れ之を自ら屠ふるごいふ、其極  
や必ず身を滅すに至りて而して後已む、故に我が東方の政、壽治  
の後、吾取るなし、聖人其此の如きを憂ひ、禮を制し樂を作り、  
中を立て和を道ふ、努めて其利を興し、務めて其害を除き、衆庶  
保つべく、比屋封すべし、以て天下の福を致さんことを求む、詩  
に曰く、於戯前王忘れず、其れ唯此を以てか、嗚呼今の時の如  
き、依然として軍國の制を受け、滔々乎ごして反ることを知らず、  
歎息せざらんご欲すご雖も、其れ得べけんや、然らば則之をいか

◎比屋とはカドナミの義、  
◎於戯は歎美の辭なり、  
◎前王不忘とは前王德あり民  
終身之を忘れず其心に入るの  
深きをいふ、酒々は水の流るるにいふ、

(◎病靈云々汨は楚國なり其君女嬃の細腰の美人を愛せし故宮威じ俄死する者あり、越王勾踐は會稽の敗を耻ち十年生聚し十年教訓し遂に強吳を滅し周室を尊び一方に霸たり最も勇力を好みしより士卒連軍の鼓聲を聞かば焚舟の危険を物ともせず争うて赴くをいふ)

んせん、曰く、是唯人を得るにあり、人を得る難きにあらず、人に獲らるゝを難しこなす、昔者荆靈細腰を好む、民食を約して死するものあり、越王勇力を好み、一鼓して士焚舟を避けず、夫れ食を約して死す、焚舟に赴く者、天下の至難なる者なり、然れども上の好むところ、令せずして之を爲す、是れ它なし、人に獲らるゝの難くして之を欲するの甚しきが爲めなり、况んや至難の者にあらざるをや、苟も能く之を好まば、趾を累ねて至らんのみ、此を爲さずして彼を爲す、要するに利を興すに心なき者か。

柳子曰、爲政之要、不過於務興其利、務除其害也、利也者、非利己之謂、使天下之人、咸被其德、由其利、而食足財富、而無所憂患、無所疾苦、中和之教、衆庶可安、仁孝之俗、比屋可封、夫謂之大利也、其反之則害矣、害不除則利不興、故古之善治國者、務興利、務除害、而後民由之、興之之道、何如、曰、禮樂也、文物也、除之之道、何如、曰、政令也、刑罰也、夫此二者、惟君自率、惟君自戒、而後民從之、不啻君自率、實奉天之職也、昔者禹自率諸軍以征有苗曰、蠢茲有苗、昏迷不恭、侮慢自賢、反道敗德、君子在野、小人在位、民棄不保、天降之咎、肆予以爾衆士、奉辭伐罪、又湯伐桀乃誓曰、非台小子敢行稱亂、有夏多

罪、天命殛之、湯既克夏、自有其位、方其天大旱、則曰、其爾萬方有罪，在予一人、予一人有罪、無以爾萬方、不憚以身爲犧牲、是皆非以求其富貴、干其福祿、安其心志、樂其耳目也、務興天下之利、務除天下之害耳、古之聖君賢主、孰其不然哉、雖然務興其利者、非其道則不興也、務除其害者、亦非其道則不除也、可由之謂道、禮以教、中樂以教和、中和之至、天地位焉、萬物育焉、豈非興利之道乎、惟民之蠢蠢、或失其所由、而禍亂自取、則從而罪之、是除其害之道也、夫然後懲其惡、而勸其善矣、爲善者多、而爲惡者寡、則天下之利興矣、禮樂文之具也、刑罰武之事也、文以守常、武以制變、文以政治、武以撥亂、是故文順而武逆、順而興利、逆而除害、順逆互用、以能陶鑄天下、善任此道者、謂之德、不善任此道者、謂之不德、善知此道者、謂之賢、不善知此道者、謂之不肖、善行此道者、謂之仁、不善行此道者、謂之不仁、故所謂仁者亦謂之能興其利、能除其害者也、若夫世降國衰、上無賢聖之君、下無忠良之臣、則禮瀆樂淫、而刑罰不可勝用焉、徒知除害之道、而不知興利之道、徒知制變、而不知守常、徒知撥亂、而不知致治、又何仁之有、又何德之有、是奚爲能爲政哉、且夫刑罰者、豈特禁民之爲非而已耶、苟爲害乎天下者、雖國君必罰之、不克則舉兵討之、故湯之伐夏、武之伐殷、亦皆其大者也、唯其出於天子、則爲有道、出於諸侯則爲無道、况其出於群小者乎、故善用之則爲君、不善用之則爲賊、向者使湯武志徒除其害、而無心於興其利乎、此亦爭奪利己

耳、何以爲仁也。是故湯武放伐、在無道之世、尚能爲有道之事、則此以爲君、彼以爲賊、假令其在羣下、善用之以除其害、而志在興其利、則放伐亦且可以爲仁矣。無它與民同志也。由是觀之、長天下國家者、有文而後武可言也。有禮樂而後刑罰可行也。不然、徒刑與罰之任、則非賊夫人而何也。哀哉、衰世之爲政者、無文無武、禮刑並廢、不止無心於興其利、又無心於除其害也。夫無心於興其利者、必以自利、無心於除其害者、必以害人。害人自利、虐孰大焉。是以亂國之君、力利其國、以害人國大夫力利其家、以害人家士力利其身、以害其僚友、甚則君亦自利其身、以害其民。大夫自利其身、以害其家、是之謂自屠其極也。必至滅身而後已。故我東方之政、毒治之後、吾無取也。聖人憂其如此、制禮作樂、立中道和務、興其利、務除其害、衆庶可保、比屋可封、以求致天下之福也。詩曰：「於戲前王不忘、其唯以此乎。嗚呼如今之時、依然承軍國之制、滔滔乎不知反、雖欲不歎息其可得乎。」然則如之何？曰：「唯在得人。」得人非難。獲於人爲難。昔者荆靈好細腰、民有約食而死者。越王好勇力、一鼓而士不避焚舟。夫約食而死與赴焚舟者、天下之至難者也。然上之所好不令而爲之、是無它爲獲於人之難而欲之甚也。况非至難者乎？苟能好之、累趾而至焉耳。不爲此而爲彼、要無心於興利者也。

### 富強第十三

柳子曰く、食足る之を富といひ、兵足る之を強といふ、富且つ強は天下の大利なり。食既に足り、兵既に強し、然る後國以て虞なかるべきなり。是を以て先王珠玉を貴ばずして稻粱を貴び、姫妾を愛せずして黎庶を愛す、所謂無益を以て有益を害せざるなり。故に盤石千里、富といふべからず、偶人百萬、強といふべからず、盤石は粟を生ぜず、偶人は敵を拒かず、地廣くして食乏しく、民衆くして使はれず、奚んぞ盤石と偶人とは異ならんや。是れ特に士の妻孥に於ける、皆然らざるなし。故に聖王其寒を怖れず、而して能く民の寒を蔽ふ、其饑を厭はず、而して能く民の饑を救ふ、飲食を菲ふし、衣服を悪くし、而して人之を間然するなき所以なり。易にこれあり、上を損し下を益す、益の象を然りと爲す、下を損し上を益す、損の象を然りと爲す。天地の至理、自ら此の如き者あり。閻君庸主は、務めて其國を弱くし、務めて其民を貧くす、故に天下を有てば、則天下之れが爲めに怨み、一國を有てば、則一國之れが爲めに怨む、怨めば則叛き、叛けば則溢す、此

- (5) 淫なきは世治りて患なきを  
いふ。  
(6) 珠玉、珠は河海に産する圓形の玉にして玉は堅剛にして采擣ある美石ないふなり。  
(7) 稲梁は嘉穀なり、正妻は女子の美稱にして妻は正妻ならざるもの。  
(8) 瓢箪は人民のこそなり。  
(9) 盤石は大石ないふ。  
(10) 偶人は人形なり。

◎古稱す云々は王制の語なり

の如くにして難、及ばざるものは、未だ之れあらざるなり、古稱す、國九年の蓄なきを負ひ曰ひ、六年の蓄なきを窮ひ曰ひ、三年の蓄なき國其國あらずといふ、夫れ其蓄積は豈に特に自ら養ふ爲めのみならんや、亦た將さに以て其民を救ひ、其難に備へんこするなり、後世國を有つ者、或は一年の食なし、甚しき者は、數歳の入を逆折し、尙且つ足らず、而して之を大夫に取る、大夫足らず、而して之を士に取る、士足らず、而して之を妻孥に取る、豈に啻に國其國にあらざるのみならんや、一旦之が爵を奪ひ、其を云々は困厄の最も甚しきをいふ。

◎藩屏とは四方の藩籬となりて本家を屏蔵するをいふ、封疆は領土内をいふ。

◎屈強は、梗戻の貌強情なるにいふ、屏息は恐れ隠むなり、屏は藏なり、氣を藏めて息せざるをいふ。

則盤石の固を以て泰山の安きに居る、治平の術、以て尙ふること

なしこなす、姦臣賊吏、聚斂附益し、以て其心を悦ばし、阿諛逢迎し以て其旨に順ふ、甚しきは則之を唐虞三代の治に比し、雅を爲り頑を爲り、曾て箴規の言あるなく、而も其をして自ら其智に誇り、自ら其徳に伐り事情を知るなく、時勢を知ることなからしむ、則閭者は益閭に、愚者は益愚にして亡ふること且夕に在り、而して自ら之を知らざるなり、夫ね大木の折るくや、必ず蠹を通ずるに由る、大堤の壞るくや、必ず隙を通ずるに由る、而して之に加ふるに疾風暴雨を以てせざれば、則折れず壞れず、然れども風雨なきを以て、其蠹隙を危ぶまさる者は、愚の至りなり、且つ夫れ馬を渴して之を駄す、眞に能く之を駄するにあらざるなり、水草を得れば則逸す、虎を饑して之を伏す、眞に能く之を伏するにあらざるなり、肥肉を見れば、則猛る、是れ特に馬と虎とのみならざるなり、鳥窮すれば啄み、獸窮すれば攫む、尺蠖の屈するは以て伸んことを求むるなり、龍蛇の蟄するは以て身を存せんとなり、是の時に當りてや、英雄豪傑、或は身を殺して仁を成し、或は民を率ひて義に徇ふ、忠信智勇の士、誘掖贊同し、以て天下

◎阿諛はねモナリヘツラチ  
○逢迎は人主の意を迎へて媚ふること  
○雅は大小雅なり、正樂の歌、朝會に用ひ、大は祭祀の樂歌なり  
○箴は誠め、規は正すなり、  
○蠹は木中の蟲なり。  
○頃は物の間の透きたる蟲なり。  
○尺蠖の云々は或は屈し或は盤するは身を保存するが爲なりて人の難難に耐へるは爲なり日立身立世の基なるを云ふ  
○尺蠖はシナカラムシのことで、姿は静處に顕れるなり、命を捨てて仁を成すことは生じる

(◎) 騰物は扇にて風を起し物を  
しむること。  
・(◎) 騰か音如く教唆して事な起さ

(◎) 幕燕の危きは燕の幕上に巢  
ふが如く身な置くの安からざ  
るに替ふるなり。

(◎) 鶴を愛す云々衛の鶴公鶴を  
好む越軒に乗するものあり秋  
人衛を伐つに及び甲を受くる  
者皆曰々鶴を愛へ鶴質に祿位  
あり余焉んぞ能く殿は心と遂  
に衛を滅す。

を扇動せば、饑者の食に就き、渴者の飲に就くが如く、奮然として起り、靡然として從ひ、勢自ら禦ぐ可らざる者あり、寃を洗ひ恥を雪ぐの心、恩に感じ報を圖るの志、勇を奮ひ義に勵まば、放伐の易き、蠹を通ずるの木、隙を通ずる堤、而かも之に加ふるに疾風暴雨を以てする者と謂ふべし、此に至りて始めて嚮きの謂ゆる泰山の安き、特に幕燕の危きのみならざるなり、是れ其の損益する所以の理、蓋し見るべし、而して存亡の機、此に關せり、故に國家を有つ者、無益を以て有益を害せざれば、則ち人君の事畢る、昔者衛侯鶴を愛す、軒に乗る者あり、其の難あるに及んで民皆従はず、乃ち曰く、君鶴を使へど、今人君の愛好する所、亦た皆將さに然らんこす、夫れ此の如くにして自ら悟らざる者は何うや、聚歛の臣、之れが欲を輔け、貪汙の吏、之れが非を飾り、道義の言をして耳に入るを得ざらしむ、故に智力益す所なく、德性養ふ所無きなり、古の人、目自から見るに短なり、故に鏡を以て面を觀る、智自から知るに短なり、故に道を以て己を正す、人君の學は、身六藝の文を脩むるに在らず、口百家の言を誦するに在

らず、苟も道の信すべきを知らば斯に足る、夫れ道の信すべきを知らば、則ち道を知る者至らん、至りて之を信せば、姦賊將た何に自りてか興らんや、國に姦賊無ければ則ち天下の難已まん。

柳子曰、食足謂之富、兵足謂之強富且强者、天下之大利也、食既足矣、兵既強矣、然後國可以無虞也、是以先王不貴珠玉而貴稻粱、不愛姬妾而愛黎庶、所謂不以無益害有益也、故盤石千里、不可謂富也、偶人百萬、不可謂強也、盤石不生粟、偶人不拒敵也、地廣而乏食、民衆而不使、奚以異於盤石與偶人哉、是不特天下爲然、諸侯之於國、大夫之於家、士之於妻孥、無不皆然也、故聖王不怖其寒、而能蔽民之寒、不厭其餓、而能救民之餓、所以菲飲食惡衣服、而人無之間然也、易有之損上益下益之象爲然、損下益上損之象爲然、天地之至理、自有如此者、聞君庸主務弱其國、務貧其民、故有天下則天下爲之怨、有一國則一國爲之怨、怨則叛、叛則盜、如此而難不及者、未之有也、古稱國無九年之蓄、曰貧、無六年之蓄、曰窮、無三年之蓄、曰國非其國也、夫其蓄積、豈特爲自養哉、亦將以救其民、備其難也、後世有國者、或無一年之食、甚者逆折數歲之入、尚且不足、而取之大夫大夫不足而取之士士不足而取之妻孥、豈啻國非其國耶、一旦奪之爵使其盡償其債乎、雖易子析骨、吾知不能給一飯也、夫如此則何以能藩屏乎王室、而固其封疆耶、是

以其士日窮、其民日叛、忿怨激發、自不能無凌犯之心。然國固貧兵固弱、不能屈疆自奮、屏息避之、則天下實似無容慮者矣。聞愚之主、乃以爲彼貧而我富、彼卑而我尊、則以盤石之固、居泰山之安、治平之術、莫以尙焉。姦臣賊吏聚斂附益、以悅其心、阿諛逢迎、以順其旨、甚則比之唐虞三代之治、爲雅爲頌、曾無有箴規之言、而使其自誇其智、自伐其德、無知事情、無知時勢、則聞者益闇、愚者益愚而亡在旦夕、而不自知之也。夫大木之折也、必由通蠹、大堤之壞也、必由通隙、而不加之以疾風暴雨、則不折不壞矣。然以無風雨不危其蠹隙者、愚之至也。且夫渴馬而馭之、非真能馭之也。見肥肉則猛、是不特馬之與虎也。鳥窮則啄、獸窮則攫、尺蠖之屈以求伸也。龍蛇之蟄以存身也。當是之時也、英雄豪傑、或殺虎而伏之、非真能伏之也。見肥肉則猛、是不特馬之與虎也。鳥窮則啄、獸窮則攫、尺蠖之屈以求伸也。龍蛇之蟄以存身也。當是之時也、英雄豪傑、或殺暴雨者矣。至此始知嚮之所謂泰山之安、不特幕燕之危也。是其所以損益身成仁、或率民徇義、忠信智勇之士、誘掖贊導、以扇動天下、則如餓者就食、渴者就飲、奮然而起、靡然而從、勢自有不可禦焉者也。洗冤雪耻之心、感恩圖報之志、奮勇勵義、則放伐之易、可謂通蠹之木、通隙之堤、而加之以疾風暴雨者矣。昔者衛侯愛鶴、有乘軒者、及其有難也、民皆不從。乃曰、君使鶴、今人君之所愛、好亦皆將然。夫如此而不自悟者何也？聚斂之臣、輔之欲貪汙之吏、飾之非使道義之言不得入耳、故智力無所益、德性無所養也。古之人

目短於自見、故以鏡觀面、智短於自知、故以道正己。人君之學、不在身脩、六藝之文、不在口誦百家之言。苟知道之可信、斯足矣。夫知道之可信、則知道者至焉、至焉而信之、姦賊將何自而興、國無姦賊則天下之難已矣。

駒嶽の陽、福水の曲、吾家之に居る六世、享保の初、數々水患を被り、修築及ばず、因りて其宅を移す、故地種うるに菽麥を以てす、畝間偶ま一石函を獲たり、中に錢刀を藏す、皆元明以上の鑄る所の者、函底に一古書あり、題して柳子新論といふ、腐爛の餘、披閱に便ならず、先人乃ち一本を謄寫す、凡そ十三篇、當時既に校定を歴たる者ありといふ、後廿餘歳、先人沒す、余得て之を讀むに、其言政体の可否を論す、間々取るべき者あり亦た憤勵の語多し、意ふに中葉以降の作ならんか、其の耶蘇幾何の類を斥うくるを觀るに、蓋し亦た織田氏の時に在らんか、之を國史傳記に按するに、勝國以上、柳を姓とする者、一にしうて足らず、則ち亦た何人の爲す所なるを定むべからず、余且ら衰乱の際、尙ほ能く斯の人あり、亦た斯の文あり、而湮滅し

(◎駒ヶ岳は州の西北に聳つ、高さ九千九百五、山勢頗る峻峨なり。金無川は源を此の山中より發す。頂に駒嶽神社あり。夏秋の交參拜する者多し。○福水は即ち金無川なり。北流れて南下す。○福王村の西なれば、享保は徳川將軍吉宗治世の初期なり。○菽は豆の總名なり。○錢刀は通用貨幣なり。支那元代明の古錢ないふ。忽必烈、宋を滅し四方を征服し帝位に即き。國號を元と稱す。我紀元一千九百三十年代なり十六王三百三十三年にて亡ぶ。○明は唐朝のことを太祖朱元璋が衰ふるに乘じ諸國を平定し遂に之を滅し帝位に即き。國號を明と稱す。我紀元二千二十年代なり其後六年に死ぬ。十七二百七十六年に死ぬ。○先人は父山三郎君を斥す。

○贈寫は文書を寫すこそなり  
○湮滅はしづみほろぶるなり  
○手澤、手に持つ所の澤の澤  
○繕は補ひ修めて善なうしむ  
○ないふ、補ひ修めて善なうしむ  
○中笥、布帛を盛る器なり、

此に至るを惜しむ、但し先人の手澤存するを以て、これを外人に示すことを憚り、是に於て更に一本を繕寫し副こなし、共に之を巾笥に藏む、庶幾くは良友の論定を俟ち、以て永世の家藏ごなさんことを。

駒嶽之陽補水之曲、吾家居之六世焉、享保之初、數被水患、修築不及、因移其宅、故地種以菽麥、畝間偶獲一石函、中藏錢刀、皆元明以上所鑄者、函底有一古書、題曰柳子新論、腐爛之餘、不便披閱、先人乃謄寫一本、凡十三篇、當時既有歷校定者云、後廿餘歲、先人沒矣、余得而讀之、其言論政體可否間有可取者焉、亦多憤懣之語、意者中葉以降之作耶、觀其斥耶蘇幾何之類、蓋亦在織田氏之時耶、按之國史傳記、勝國以上、姓柳者不一而足、則亦未可定何人所為也、余且惜衰亂之際、尙能有斯人、亦有斯文、而湮滅至于此也、但以先人手澤存焉、憚示諸外人、於是更繕寫一本、爲副、共藏之巾笥、庶幾俟良友論定、以爲永世家藏也。

寶曆己卯春二月

峠中 山縣昌貞 識

譯文柳子新論終

大正十年十月五日印刷  
大正十年十月十日發行



中巨摩郡藤田村  
編輯兼發行人 中巨摩郡龍王村  
廣瀬和育  
保坂治左衛門  
伊作  
甲府市柳町十番地  
印刷者 淺川  
印刷所 合名會社淺川商店印刷部

印

刷

者

浅川

印

刷

所

合

名

會

社

淺

川

商

店

印

刷

部

印

刷

部